

規制・制度改革委員会「集中討議」ライフ（介護） 議事概要

1. 日時：平成24年11月28日（水）13:58～17:10
2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階共用220会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（委員長）、大室康一（委員長代理）、安念潤司（委員会構成員）、市川眞一（委員会構成員）、翁百合（委員会構成員）、佐久間総一郎（委員会構成員）
 - （専門委員）土屋了介、藤井賢一郎、松山幸弘
 - （事業者等）久野株式会社日本ヒューマンサポート代表取締役
廣江社会福祉法人こうほうえん理事長
 - （厚生労働省）深澤厚生労働省老健局高齢者支援課長
友藤厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
川島厚生労働省社会・援護局法人指導監査官
 - （政務）藤本副大臣
 - （事務局）小村参事官
4. 議題：
 - （開会）
介護事業における事業主体（社会福祉法人）の在り方
 - （閉会）
5. 議事概要：

○小村参事官

それでは、時間となりましたので、岡委員長、お願いいたします。

○岡委員長

それでは「規制・制度改革委員会」を開会いたします。昨日に引き続きまして「集中討議」を行います。実りのある会議にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これからの議事の進行は、安念委員にお願いいたします。

○安念委員 岡委員長、どうもありがとうございます。

ライフ分野の議事進行を務めさせていただきます、安念と申します。

本日は、ライフ分野の介護について討議を行います。

最初に各省や専門委員の皆様から御説明いただきまして、その後、質疑、討論を行い、最後に私が議事内容を整理するという流れで進めさせていただきます。

それでは「介護事業における事業主体の在り方」についての議事に入ります。

最初に厚生労働省から社会福祉法人制度の現状を中心に 15 分程度で御説明をお願いいたします。

○厚生労働省（友藤課長） 厚生労働省の社会・援護局福祉基盤課長をしております、友藤でございます。最初に私から概要を御説明させていただきます。

お手元の資料の 1 ページ目でございますが「社会福祉法人が行う事業について」ということございまして、社会福祉法人は、そこがございますとおり、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人でございます。

社会福祉事業でございますが、下のところがございますとおり 2 種類ございます。第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業ということでございます。社会福祉法の中に、これらの事業については列挙されてございます。

第一種社会福祉事業でございますが、主な事業としまして、例えば乳児院ですとか、特別養護老人ホームですとか、あるいは障害者の支援施設といったものが掲げられてございます。いわゆる入所施設が中心となつてございまして、例えば他に無利子・低利融資事業といったような施設を有しないものもございまして、入所施設がその大半ということでございます。

これは、当該事業の実施により提供されます福祉サービスの利用者に対する影響が特に大きいということがございますので、事業の継続性ですとか安定性を確保する必要がある、特に高いというものを第一種社会福祉事業で定めてございます。

第一種社会福祉事業の経営主体につきましては、そこがございますように、国、地方公共団体または社会福祉法人が原則となつてございます。

その他のものについては、都道府県知事の許可が必要になってくるということでございます。ただ、これは社会福祉法の中での規定でございまして、各福祉関係法令でより厳格に定められている場合がございます。

第二種社会福祉事業でございますが、こちらはいわゆる保育所ですとか、老人デイサービスですとか、障害福祉サービス事業といったような在宅サービスが中心になつてございます。事業実施に伴う弊害の恐れが第一種に比べれば比較的少ないものが規定されているということでございます。

経営主体については、これについては特に制限がないという形になってございます。

社会福祉法人でございますが、中段から下に書いてございますとおり、社会福祉事業の他、経営する社会福祉事業に支障がない範囲において公益事業、収益事業を行うことができるとされてございます。

公益事業と申しますのは、そこがございますとおり、社会福祉と関係のある公益を目的とする事業ということが 1 つの要件になってございます。

それから、当然、社会福祉事業に対して従たる地位にあるということが要件になってございまして、事業費ベースで社会福祉事業を超えてはならないといったような決まりがご

ざいます。

主な事業としましては、介護保険法に規定する居宅サービス事業ですとか、有料老人ホームを経営する事業といったものがございます。

収益事業でございりますが、こちらもその収益を社会福祉事業あるいは一定の公益事業に充てることが要件になってございます。公益事業と同様、社会福祉事業に対して従たる地位であるということが要件になってございます。

主な事業としましては、そこにございますとおり、貸ビルですとか、あるいは駐車場の経営といったものが挙げられてございます。

社会福祉法人につきましては、経営主体についても厳格に定めておるわけございまして、また、その規制としまして立入調査ですとか、あるいは改善命令ですとか、事業の停止などの事業規制がかかってくるということになります。

その一環としまして、2ページにございますとおり、指導監査を実施してございます。

2ページ目を御覧いただきたいと存じますが、厚生労働省において統一基準、指導監査要綱等をお示しして、国、地方公共団体が所管している社会福祉法人の業務及び財産の状況について指導監査を実施しております。

左側にございますとおり、指導監査の仕組みが書いてございしますが、所轄庁が実施をしますが、都道府県が中心となってございます。指導監査については、地域、都道府県に事業所があるものについては都道府県が実施をする、2都道府県にまたがるものについては、厚生労働省が実施をするということになってございしますが、厚生局の管轄1区域にとどまるものについては、地方厚生局で実施をするという形をとってございます。

それから、最近の地方分権の関係もございまして、指定都市、中核都市、それから一般市につきましても、一番下のところにございますとおり、25年4月から指導監査の権限が移譲される予定になってございます。

指導監査の中身でございしますが、計画を年度当初あるいは前の年の年度末に作成をいたしまして、2カ月程度前に監査実施通知を発出させていただきまして、監査を実施するという形にしてございます。事前準備をしていただいた上で監査を行いまして、監査結果について後ほどお知らせをするということで、法人からは、その是正報告書を受理するという形になってございます。その後、是正状況の確認を行わせていただくということございします。

指導監査の周期でございしますが、一般監査につきましては、そこに記載がございますとおり、運営に大きな問題がなくて、外部監査を実施している、あるいは法人活動の積極的な取組、例えば第三者評価事業の受審をされているといった場合については、4年に1回の監査という形になってございます。

運営に大きな問題がないところにつきましては、2年に1回。

運営に大きな問題があるところにつきましては、年1回あるいは場合によっては随時で監査をさせていただくということございします。

それから、特別監査ということでございまして、運営に重大な問題があると私どもが把握した場合については、こちらは特別監査という形で実施をさせていただいております。

続きまして3ページ目でございますが、今の指導監査が法人の最低基準の場合の履行確保の確認ということでございますが、それを上回るサービスについて福祉サービス第三者評価制度というものを通じて把握をさせていただいております。

趣旨にございますとおり、利用者に対する質の高いサービスの提供に資するために、福祉事業者が提供する福祉サービスを公正・中立的な第三者機関が専門的・客観的に評価するといったものとして第三者評価制度というものを設けてございます。

この制度でございますが、受審はそこにございますとおり任意という形になってございます。受審件数については、年間2,000~3,000件という形になってございます。

任意と申しましたが、※印に記載してございますとおり、社会的養護関係施設、これはいわゆる児童養護施設ですとか乳児院の関係になりますが、被虐待児が増加しているということもございます。施設の運営の質の向上が必要であるということから、平成24年度から受審を義務化してございます。

3年に1回受けていただく必要がございまして、受審にかかる費用につきましては、30万円を上限に措置費に算定をするという形になってございます。

第三者評価機関は、都道府県が指定をする形になってございまして、平成23年3月末時点で454法人が指定されているということでございます。

評価項目でございますが、そこにございますとおり、53の共通評価項目がございます。

※印にございますとおり、種別ごとに上乘せの評価項目を定めているものがございまして、例えば児童養護施設ですと98項目ございます。その他、障害者施設でも若干多めの項目を決めているということでございます。

評価項目の例としましては、そこにございますとおり、理念ですとか基本方針が確立・周知されているとか、利用者を尊重したサービスが提供されているとか、そういったものを見るという形になってございます。

続きまして、4ページ目でございます。

社会福祉法人の会計基準の関係でございます。実は平成24年4月から新しい会計基準がスタートしてございます。従来は左側にございますとおり、社会福祉法人会計基準の他、実施事業に関する会計処理基準など複数存在していたということございまして、「問題点・課題」のところにございますとおり、事務処理が非常に煩雑であったということがございます。

それから、適用する基準が異なりますので、計算処理結果が異なる場合が出てくるということで、法人全体の財務状況を把握することが困難な場合があったということがございます。

そういったこともございまして、平成24年4月から新しい会計基準が導入されていまし

て、社会福祉法人が行う全ての事業を対象として会計ルールを一元化させていただいているということでございます。

これによりまして、事務の簡素化あるいは法人全体の財務状況が明らかになるということで、外部への情報公開にも資するというところでございます。

ただ、移行期間といたしまして、下のところに記載させていただいておりますとおり、平成 26 年度末まで従来の会計処理によることができるという形になってございます。

○厚生労働省（深澤課長） 老健局高齢者支援課の深澤と申します。資料の 5 ページを御覧いただきたいと思います。

特別養護老人ホームの設置主体の要件緩和の関係でございまして、そのフォローアップということでございまして、内容を御説明させていただきます。

こちらに書いてございますように、22 年の 6 月に「特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る」という閣議決定がされ、昨年 3 月 11 日でございますけれども、法律案を閣議決定いたしましたして、社会医療法人による設置を可能とする条項を盛り込んだ法案を国会に提出したところでございます。

国会の審議の過程でございまして、下の方の点線の囲みを御覧いただきたいと思っておりますけれども、委員会での質疑を一部抜粋させていただいております。下線のところでございまして、特別養護老人ホームにつきましては、心身障害によって介護を必要とする要介護者にとってのついの住みかでございますして、その事業の実施に当たりましては、高い公益性及び安定性を担保することが必要不可欠ということでございます。

下の方でございまして、設置主体として社会医療法人を加えることとしておったものの、前述の設置主体限定の趣旨に鑑みまして、これを削るということで委員会の方で提案されたということでございまして、最終的に 5 月の衆議院本会議において修正されて、社会医療法人による設置を可能とする条項が削除されて、参議院を経て成立をしたという経緯でございます。

以上でございます。

○安念委員 厚生労働省からは、以上でよろしいですか。

○厚生労働省（深澤課長） はい。

○安念委員 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして株式会社日本ヒューマンサポートの久野代表取締役から 10 分程度で御説明をいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○久野代表取締役 皆様、初めまして。株式会社日本ヒューマンサポートの久野義博と申します。

本日は、社会福祉法人に関する補助金に対する在り方、こういったところを中心にお話をさせていただきたいと思っております。

立法趣旨から本題へと入っていきたくと思っております。

まず、7 ページ目に書かれている公的資金の制限というのは、実は憲法制定時に 89 条、

「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」とされ、これは、立法制度の立ち上げに当たっては、日本も占領国のもとにあつて、GHQ の考えとしては、公金を入れて民間任せにするのはけしからぬというような趣旨であつたと解釈しているところ。

しかしながら、戦後の荒廃した日本の状況を見ると、国土は荒廃化、そして生活困窮者、また母子家庭、孤児、いろいろな方々をみんなで救わなければならない。そのためには、公費を入れてでも何とかやっていかなければならない。ただし、憲法に抵触するようなことがあつてはならないということで、最終的に制定されたのが社会福祉事業法、1951年に制定され、これには公の支配に属する条件を認可の要件に組み込むことにより、憲法 89 条の抵触を回避するというような形をとっています。

実際、1951年に制定されたものは、名称が 2000年に社会福祉事業法から社会福祉法に変わつて、実際 2000年からは皆様も御承知のとおり介護保険法が施行されています。

従前の社会福祉事業法のころには、民間の事業者参入ということは全く考えられていなかったものが、2000年以降は、介護については民間の事業者参入が可能になったということをもまず認識しておいてください。

次の 8 ページを御覧になっていただきたいと思います。実は、従前の法律の中で社会福祉法人に対する考え方には 3 本柱があつたのですが、措置制度、これは行政による関わり方が全面に出て、また原則非課税、補助金の制度。この原則非課税と補助金の制度というのは、現在も継続されているわけです。

先ほど、私は 2000 年以降介護保険法が施行されましたというお話をさせていただいたところなのですが、実は社会福祉法人が行う介護保険の事業と民間の行う介護保険の事業では、おおよそ同じことができるわけなのです。民間にできなくて社会福祉法人でないといけないという介護の事業に関するものというのは、特別養護老人ホームを主体としてそういう事業が非常に多い。

私は、社会福祉法人を取り上げますけれども、右の方の社会福祉法人 1 万 6,300 施設に関しては、一般財団法人キャノングローバル戦略研究所の調査を元に、ここに記載させていただいたわけなのですが、1 万 6,300 施設というのは、2000 年以前に作られた、補助金をもとに作られた施設の収入あるいは利益あるいは純資産等が書かれているのですが、実は総資産 16 兆円、そしてまた純資産 13 兆円と書かれておりますけれども、総資産に対する比率は大体 81.25% なのです。そして、平均利益率というふうに書かれておりますけれども、これは逆算しますと 4,425 億円、これは非常に大きい数字なのですが、ここにトヨタを凌駕すると書かれているのですが、実際にトヨタ自動車の 2011 年 3 月期の決算状況を見てみますと、実は売り上げが 29 兆 8,018 億円、自己資本が 10 兆 3,300 億円。これは、純資産に該当するところを見ますと、34.7% なのです。

先ほど申し上げました社会福祉法人全体の純資産の総資産に占める比率は 81.25%。トヨタ自動車の場合の同じ期の利益というのは 4,081 億円なのです。トヨタ自動車の利益、

実際 10 兆円の資本を動かして得た利益が 4,000 億円。それで社会福祉法人では、13 兆円を動かして得た利益が 4,425 億円。これは非常に多い。本来なら社会福祉法人の使命というのは、利益を得てその社会福祉法人の利益をまた社会に還元する趣旨がもともとあったのではないかと思います。

また、我々民間事業者の場合は、実際に法人税を納税して、そして事業を行うためには、補助金はなかなかいただくことができませんので、借り入れによって、そして借り入れの元本と利息を返済しながらも内部留保を確保するというような形。介護保険法が施行された以降は、同じ土俵の中でありながらも、決して社会福祉法人全体の事業を批判するわけではありませんけれども、介護の業界に関しては、その部分においてはよくよく見直していく必要があると考えるところでございます。

次のページを御覧ください。

世の中では施設が足りない、何でできないのだろうなど思っている中でよく調べてみますと、特別養護老人ホームの待機者は約 42 万人です。在宅で約 22 万人が待機していらっしゃる。

その一番下の方の表に全体の数字 42 万人くらいの方が待機していらっしゃると書いてありますが、要介護 3～5 までを集計しますと、28 万 9,000 人です。これは全体の 68.6% なのです。非常に介護度合いが重い方が、実際に施設に入りたいけれども入れない。これは、負担と給付のバランスというところから考えると、40 歳以上の全ての男女は自然に国に対して介護保険料あるいは自治体に対して介護保険料等を納めているにもかかわらず、自分の親あるいは兄弟に介護が必要になったときには、なかなかすぐには入れないという現状があります。

10 ページを御覧ください。実は政権が変わる前の自民党の時代に、療養型病床の廃止というものを全面に出して、なぜならば、社会保障を税財源だけでやる場合には非常に足りなくなってきました。そうであれば、その分、社会的入院患者、過度な治療が必要でない方を在宅に戻すべきであるという流れで、削減幅は大体 23 万床です。38 万床ある中で 23 万床を削減して 15 万床を継続してやりますという方向性を出して、今の政権になってから凍結ということになりました。

ただし、税財源だけでこれを賄うというのは、やはり限界が来ていると考えるのが一般的ではないか。これも廃止になる方向で物事を考えると非常に難しいものが出てくる。

11 ページに国の新成長戦略としていろいろ書いているところですが、従来の流れでいうと、製造業を中心としていたものがこの国の基幹産業であったと考えているわけです。

ところが、皆様御承知のとおりリーマンショック以降、非常に日本の経済状況、それから震災以降も厳しい中で、どうしてこれを興していこうか。それは、鳩山元首相のときにニューヨークで CO2 を排出しない、そういう産業をもっと活性化するというような宣言をした直後に成長戦略として出したものの内容だと思います。

医療、介護で 59 兆円、19 兆円、そして関連のものを合わせて 103 兆円です。雇用を 280

万人創出するというような戦略。

これは、名目成長率では3%、実質成長率で2%、これを本当に達成できるのですかという部分が、私はこの社会福祉法人をいう中で問題としたいのです。

なぜならば、次のページを御覧になってください。

社会保障と税の一体改革の中では、2015年までに消費税を5%上げて、結論的に言うと10%くらいまで消費税が上がっていくということなのです。実際は、消費税を上げて税財源だけで本当に社会保障を賄えるかということ、これもまた厳しいのではないかと。それを裏付けるものが財務省の試算のデータで、13ページに書かれています。

実際、2015年度の改革後の想定では47兆4,000億円というふうに書かれていますけれども、右側に書いてあります27兆円が消費税、残り20兆円が税財源だけでは足りない。これは何とかしなければいけないということです。この何とかしなければいけないというところを放置しておく、所得税あるいは法人税、ここに書いてありませんが、相続税の増税ということも選択肢に入ってくるわけなのです。

その細かいこととお話しする前に、次の14ページを御覧になっていただきたいのですが、仮に民間が特別養護老人ホームとかあるいは有料老人ホームをやった場合の人件費率を一つ見ていただきたいと思うのですが、特別養護老人ホームの場合、60.8%が人件費です。有料老人ホームの平均値は48.7%、これはおおむね一般の事業者が運営した場合の人件費率、これはこのとおりになるかと言うと、一概には言えませんが、大体1つのアベレージとして御覧になっていただければと思います。

そして問題は、先ほどこの社会福祉法人が成長産業になり得るかというところだったのですが、今問題となっているのは施設が足りないという中で、すぐできますかというところなのです。なかなかすぐできない。

では、施設を整備する中でハードルに一個なっているとすれば、ここに市街化調整区域で、できる、できないと書かれています、理論的には法律上は、実はできることになっているのです。

ところが、法律というのは一つなのに、各都道府県の見解、解釈が2つも3つも4つもあるわけなのです。

私ども事業主体は埼玉県を中心としています。もちろん埼玉県には政令市もあります。政令市のさいたま市あるいは埼玉県のいろいろな市町村の優先事項は、市街化区域を全面に出して、そこで足りなかった場合には調整区域で施設を設けてくださいと。

これは、実際は法の解釈どおり事業者がお願いしに行くと、できないと言われて、法律どおりにやると何でできないのですかと、いえ、市街化区域をお願いしますと言うことを言うと、取得費から考えると非常に難しいと。そういう部分をちょっと押さえていただきたい。

次の16ページ。特別養護老人ホームと有料老人ホームというふうに書かれておりますけれども、介護付きの有料老人ホーム、特定施設入居者生活介護との差額です。特別養護老

人ホームの介護度合いと有料老人ホームの介護度合いに違いはありますが、月々の差額は大体3万6000円くらいです。これを待機者の42万人と23万人を総計して65万人。これは、月額198億9,000万円、年間で2,400億円近くの差額になってきます。

17 ページを御覧ください。左上に書いてあります。特別養護老人ホーム待機者42万人と療養型の病床に入院された方が、万一流動化して、在宅に戻られた方は65万人と書かれております。

実は極論を言っておりますけれども、一気に流動化した場合の形で書いてあります。これは、私どものような民間の会社が運営する場合あるいは投資をした場合に、どのくらいの規模と、どのくらいのコストと、どのくらいの人が必要になるかというのを算出して、現実に計算してみました。

待機者65万人を施設の数で割ると、大体8,125施設になるわけです。これを民間が全部受けたとするならば、建築コストは5億円掛ける8,125施設で大体5.7兆円、6兆円弱の経済効果ですね。これは民間の活動によってできるわけですね。

そして、埼玉県の事例では、一部屋300万円の補助対象、実際は施設の補助は別途ありますけれども、分かりやすく一部屋に対する補助300万円、65万室、県の制度で見たとき、19兆5,000億円の補助金、イコール国庫のお金を節約することができるわけなのです。私は何を言いたいかというと、介護保険法ができてから現在に至るまで、民間でも相当な優秀な事業者が育っております。

それで、特別養護老人ホーム等の運営は、いまだに社会福祉法人が継続性と安定性をもとにという、先ほど厚生労働省からお話がありましたけれども、確かにそうかもしれない。実際はそういう部分、必要ではない国の資金を投じているおかげで待機者ができてしまうのです。補助金を待つばかりに時間がかかって、42万人から、もしかしたら43万人、44万人と人が増えていくかもしれない。

それで、負担と給付のバランスから考えると、お父さん、お母さんをお願いする場所ができなくて何で介護保険なのですかという国民の声は多いと思うのです。

そうであれば、民間の事業者にそれを任せてみる。これは補助金をいただく場合と、補助金をいただかない場合というふうに分けてもいいと思います。

仮に民間が有料老人ホームみたいな形で施設を行って、これは税金面を考えた部分です。65万床を1カ月30万円の費用、有料老人ホームを少なめに見て月20万円、1カ月の利用料10万円プラスすると30万円ですね。そうすると、1カ月1,950億円の売り上げになるわけです。年間で2兆3,400億円。

そしてちょっと書いてありませんが、5%を利益率と見ますと、1,170億円になります。民間ですと、法人税は大体42%くらい納めておりますので、その法人税の納税というのが大体491億円期待できるのですね。

実際は、社会福祉法人ですと税の優遇措置がありますので、成長産業というふうに位置付けて成長させても、国は税財収という財源にはならないということですね。民間に振り

替えて、振り替えたことによって法人税の税財源になって、補助金はさらに 19.5 兆円、これは一気にではないですけれども、例えば 10 年であれば、10 分の 1 ずつ、1 兆 9,500 億円ずつくらいは削減できる。

建築によるコストも 5 兆 7,000 億円は非常に大きい金額ですが、これも民間で 100% 賄えば、その地域が潤って、そして雇用の創出にもなる。これは、社会福祉法人が行ったとしても雇用はできるということです。

最後に、まとめさせていただきたいと思いますが、最後の 18 ページ目に、①番から⑥番まで書いてあるのですが、補助金のカット、これはいろいろな部分で影響が大き過ぎますので、補助金はある場合とない場合に分けて、ない場合の事業者の選定、これは一般の場合ですと、土地・建物を地主に建てていただいて、それを民間の事業者が借り受けできる。これは、実は社会福祉法人の特別養護老人ホームは駄目なのです。借地は OK です。賃貸はできないというのはおかしいです。建てるものに関して補助金を入れないと作れないという環境もおかしいので、やはりそれは民間の事業者のやる気のところが、あるいは社会福祉法人でも補助金がなくてもやりたいというところにはどんどんやらせていって、先ほどの給付と負担のバランスをよく考えていく。いろいろなことが言えると思うのです。いろいろな部分での税制面での特例も、民間の事業者とそんなに変わらないような、介護分野ですよ、福祉の分野に関しては、やはりそれはバランスを考えなければいけません、介護保険法の第 70 条の指定の要件というのは、設備と人員の基準が達していれば、実際指定をいただけるような環境になっていると思います。

時間が限られておりますので、非常に重要と思われる部分についてコメントをさせていただきました。

本日は、どうもありがとうございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。まだおっしゃりたいことは多々おありだと思いますが、また後ほど討論のときに深めていただきたいと思います。

それでは、次に社会福祉法人こうほうえんの廣江理事長から、やはり 10 分程度でお願いいたします。

○廣江理事長 廣江でございます。よろしくお願ひいたします。

20 ページをお開きいただきたいと思います。

私どもが 2006 年に、多分、社会福祉法人はこのままでは立ち行かなくなる、地域から回避されてくるだろうということで、厚生労働省、私たち、学識経験者で検討いたしました。その年の 8 月に報告書を出しましてまとめたものでございますけれども、まず、これまでの社会福祉法人の経営につきましては、ここに書いてありますように、一法人一施設モデルだとか、施設管理モデルなど、5 つ書いてありますけれども、このような問題点があるということが明らかになりました。

そして、環境の変化、90 年代以降大きな変化が起きております。措置から契約へ、制度の普遍化、規制改革、イコルフッティング論とか財政的な制約の増大などの問題があり

ます。

そして、今後についても 2015 年、2025 年問題というのは、皆様方も御存じのとおりでございまして、団塊の世代が高齢者に仲間入りする、また、後期高齢者になるというような年代でございます。そして、認知症の問題とか独居の世帯が非常に多くなるという問題も出てまいりますし、基本的には施設から在宅へというような地域生活支援。そして、虐待、ホームレスの問題等出てきております。

そういうことで、私たちは規制と助成から自立・自律と責任へ、そして法人単位の経営、要するに施設管理の経営から法人を中心とした経営に移ろうではないかという方向性を出しました。

新たな福祉経営の基本的な方向として、ここに書いてある規模の拡大、新たな参入ルールと退出ルール定めて、複数の事業を経営して、規模の拡大を行っていく、経営の基盤、足腰を強くするという、ケアの質の確保もあり新規の法人よりも既存の法人を強化して行って足腰を強くしていく。参入はかなり自由化されまして、いろいろなところから入ってこられて、マイナス要素もたくさん出ていますので、それを改善していこうということ。

合併とか事業譲渡、協業化とか、そういうこともどんどん進めていこうというようなこと。

福祉医療機構からの経営診断とか経営指導の強化等も行っていこうということです。

このようにガバナンスの確立、経営能力の向上というようなことを目指そうということでございます。

資金調達につきましては、20年の貸付期間が30年に延びたということもございまして、そういう面では非常に効果はありましたけれども、2006年に出してから2年くらい厚生労働省も一生懸命我々と改善していこう、我々も変えていこうということだったのですけれども、何せ日本人の特性かどうか分かりませんが、ちょっとすると熱が冷めてしまってストップしてしまったというようなことで、現在に至っているということでございます。

次の 21 ページを御覧ください。

その後、新たな問題として、それこそ今日来ていただいていますキヤノングローバル戦略研究所の松山専門委員等からもお叱りをたくさん受けたりいたしましたけれども、社会福祉法人の理念とか使命の実践等についても、なかなかうまくいっていないのではないかと思います。私どもは「アクションプラン 2015」という冊子を作りまして、社会福祉法人の経営の在り方ということを示していこうということで、全国社会福祉施設経営者協議会の中にあります私ども社会福祉法人の経営者の団体、全国社会福祉施設経営者協議会で作って、今これを一生懸命普及させようとしています。

ここにまとめた実践をちゃんとやれば、ある程度ガバナンスとかコンプライアンスについても、きちんとできるようになってまいります。それと同時に、今、私どもは日本経営

品質賞に挑戦して、経営の質を高めていく、サービスの質を高めていく、透明性を高めていくということをやろうとしています。今年モデル事業が終わりまして、来年から実際に一部審査を行い、そして数年後には、病院の方が日本経営品質賞に2年続けて入選しているように、社会福祉法人もその仲間入りをしようではないかということで、今、準備しているところでございます。

それから、経験と勘に基づく事業のような形だったのですけれども、第三者評価については後で申し上げますが、サービスの質ということが非常に大事になってくる。

先ほど企業の立場から発言されて、サービスの質について何もおっしゃりませんでしたけれども、私たちにとってはサービスの質こそ一番大事で、命に関わる問題であり、これを大事にしていかなければいけないと思っております。

情報公開につきましては、決算書や事業活動報告書をホームページ等を通じてきちんと100%の法人が出すように、指示をいろいろ出していますけれども、なかなかすべては出ていない。これは、本当に恥ずかしい話で、こういうものが出ていないところはペナルティーでも付けて、どんどん淘汰していくぐらいのことを社会福祉法人自らがやらなければならないと私は思っています。

それから、内部留保につきましては、今、全国社会福祉施設経営者協議会で実態調査をしております。ただ、減価償却費とか、修繕費とか、再建築資金とか、そういうものについてはある程度貯めなければならないのですけれども、この貯まったお金が眠ってしまっているというところに問題があって、私も全国行脚して一生懸命地域貢献に使おうではないかということを言っていますけれども、なかなかそれを理解してもらえない。将来が不安だという形で貯めている部分もあるのではないかと思いますし、中身をきちんと精査して、今年の厚生労働省の資金をいただいておりますので、3月までに報告書できちんとまとめなければいけませんので、必ずこの件につきましては実態を報告させていただこうと思っております。

震災対応につきましては、私どもの会員が職員1人あたり500円ずつ拠出しますと1億円強になりますが、このお金を使って、今、住むところがないのでプレハブを建てたりして福島県等に人材を派遣して3年間計画で社会福祉施設、法人を1つもつぶさないのだということで、今一生懸命やらせていただいております。

生活困窮者の問題につきましては、低所得者の問題、いろいろ大きな社会問題が起きております。大阪府社会福祉協議会が社会福祉法人からの拠出で相談の仕組みを作って、そこで生活に困った方たちの対応を非常にうまくやっております。そうした取組を、各県に普及させようということでやっております。

しかし、いろいろな資金移動の問題がございまして、各県のローカルルールが厳しいところがあって、資金がなかなかそういうところに回せないということがありますので、この点は御理解をいただけたらと思っておりますのでございます。

⑦番と⑧番は同じようなことでございます。

その他、地域貢献等につきましては、私は社会福祉法人のオーナーは地域住民だと思っておりますので、地域の方に返していかなければいけない。地域の人たちが、ここに社会福祉法人があつてよかつたなということをやらなければいけませんので、やはり先ほどから課税と出ていますけれども、企業の課税分くらいはちゃんと地域に還元していくということをきちんとやらなければならないと思います。このことについては、また議論があると思っておりますので、後でお話しさせていただきたいと思っております。

次の22ページです。1つは労働基準法というのが、大規模なブルーカラーとか、ホワイトカラーを前提に作られた制度でして、我々みたいなだんだんロットが小さくなってきて、たった利用者9人のグループホームで夜勤をやるときに、休憩時間が取れないことを、集中的に、意地悪のように労働基準監督署がここに来て責め立てるわけです。休憩時間は、コンビニに行けるようであればいけない。それができないような休憩時間は駄目だと。

一方、厚生労働省の介護の所管からの通知は、控え室があつて、そこにPHSを持って入っておれば、呼び出しがあつたときは行っていい。それをやっているのと、同じ厚生労働省のもう一方、労働の所管からは違反だとやられるわけですね。

これについては、是非副大臣にお願いしたいのですけれども、法的な問題をきちんと議論していただいて、我々を新しい産業、成長産業と思うのなら、それに対して手を打っていただかなければ人材は育ちません。是非その点をお考えいただきたいと思つているところでございます。

第三者評価につきましては、後で松山専門委員もおっしゃるかも知りませんが、私は全国一律でやらなかつた厚生労働省の責任は非常に大きいということを、この制度ができたときから言つております。

前年度の見直しの委員会も私は入つておりましたが、全国一律できちんとした形で利用者にとって見えるもの、そして働く人たちが現場の改善に使えるもの、その両方でやらなければいけないというのが第三者評価ですけれども、それが都道府県任せでレベルがまちまちです。こんな第三者評価を受けたって何もならないという意見もある。

しかし、何もならないのではなくて、実は受けたら何にもなるのです。しっかりしたところで受けて、しっかりそれを受けとめる組織があつたら幾らでも質を強化できます。けれども、結果を公表しなくてもいい、こんな第三者評価ならやめてしまったほうがいい。制度としてしっかりとした全国一律のものを作つていただきたい。

特に私は声を大にしてお願いしたいのは、サービス付高齢者向け住宅です。企業もたくさん入つてこられました。医療機関も入つてこられました。そして、我々も入つています。

このサービスの質がバラバラなのです。これこそ早く全国一律の第三者評価機構を作つて情報を公開するという制度が必要です。行政サイド、厚生労働省にも国土交通省住宅局にもお願いはしておりますけれども、なかなか聞いていただけない。今のうちにやらないと、どんどんこれが増えてきて、必ず大きな社会問題として出てくるというふうに私は思つております。非常に危惧しております。

もう一つ最後に、これから 2025 年に向けて 100 万人の介護労働者の数を増やさなければいけないのですけれども、そのグランドデザインが全く無いのです。例えば家電業界だとか、いろいろなところから人がたくさん市場に出ていますけれども、この人々をうまく介護につなぐ、トライアルや研修のシステムが全くない。自民党政権の最後のころには基金を 500 億円積んで介護福祉士の養成を行ってくれ、介護福祉士の学校は生き残りました。しかし、それが民主党になってそれを無くしてしまった。それ以降、また学校がつぶれ出した。人材を生む基本的なところがつぶれてくる。そして、社会構造が変わってくるのに、その変化に対して国は何も手を打っていない。私たちも頑張ります。しかし、その道を作っていたかかないと、なかなか吸引力がない。

鳥取県では 3,000 人の労働者が工場撤退により生まれてきましたが、私どもは鳥取市にも事業所がありますけれども、たった 2 人しか来てくれませんでした。要するに、そういう介護への道がなかなかつくられていないのです。やはりきちんとした形で、これから 100 万人をどう養成していくのかということも考えていただかなければいけない。

そして、EPA を今やっていますが、人材確保策としてやるのか経済協力としてやるのかということを引きちんとしなければいけない。どっちつかずで、いいかげんなものをもってもらって、現場は困るだけで混乱しています。

今、アジアの国もどんどん高齢化しています。この国の人たちも介護の力が欲しいのです。中国だってベトナムだって欲しいのです。だから新しい制度を作って、5 年間なら 5 年間と一定の期間を決めて、介護に従事しながら勉強して帰ってもらう。その間に介護福祉士が取れたら残ってもらってもいいですよ、というしくみがあるといいのではないのでしょうか。そういう人材がサイクルするような形で、入ってくる人の質を落としてもらっては困りますので、介護の質は一定のレベル、今の EPA で来ているくらいのレベルの人を入れてもらわないといけない。少なくとも日本のレベル上から 3 割くらいのところに位置するような人を入れてもらいたい。安かろう、悪かろうで日本のせっかくの優秀な人材がこれから来なくなることを危惧しますので、安易に他の産業の研修生のような体制で入れてもらっては困ると思っています。

私たち社会福祉法人は、人材が一番のキーポイントです。儲けることを目的とするのではなくて、質を高めていく、その結果として果実が出る、それを社会福祉法人が地域に還元していく、私たちはそういう法人を目指しておりますので御理解をいただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○安念委員 どうもありがとうございました。

それでは、次に松山専門委員から、また 10 分程度でお願いいたします。

○松山専門委員 キヤノングローバル戦略研究所の松山でございます。

私の研究テーマは、世界各国、特に先進諸国の社会保障制度と経済成長の関係。それから、それを担っているセーフティーネット事業体の研究をしています。

私が社会福祉法人の研究を始めたのは、実は私の父や親族の中に社会福祉法人でお世話になっている者が何人かいて、それで2010年の11月に自分で調べてみようと思いました。最初に見た資料が、先ほど廣江理事長が述べられた2006年に作られた『社会福祉法人経営の現状と課題』という本です。これは非常によくできていて、社会福祉法人の経営というのは随分すばらしいのだなという印象を持ちました。

本格的調査を開始するにあたり最初に知ろうとしたのは市場規模です。社会福祉法人の業界というのは金額にしたら幾らになるのかというのを調べたところ、どこにもデータがないのです。厚生労働省の担当部門に電話をかけて財務データをお聞きしましたら、それはないと言われました。そこで推計を試みたわけです。

資料の25ページを見て下さい。この社会福祉法人の財務諸表を入手しようと思うと、情報公開制度にのっとって都道府県や市町村に手紙を書きまして、申請をしてお金を払わないといけないのです。1件当たり早いもので大体1カ月、遅いと2カ月くらいかかります。それと東京都がウェブで公開してくれていますので、全部で約1,200法人の財務諸表とホームページを見ました。

その結果を日経新聞等に発表したわけですが、それで社会福祉法人の経営者の方々が私のところに来られて、いろいろな議論をさせていただきました。

結果、私が今思っているのは、25ページに書いてあるように、模範的社会福祉法人も少数派だがある。しかし多数派は、社会福祉法人制度の使命達成が不十分であるということです。

不十分である具体的な理由ですけれども、そこに記載のとおり、設立の主目的が相続税対策と補助金獲得にある。これは私が言ったのではなくて、ある社会福祉法人の経営者の方が教えてくださいました。

それから、背後に営利目的事業体があり、社会福祉法人からの資金流出が疑われる。これは東京都が昨年3月に出した報告書に具体的事例が出ております。これは、関係者の間では有名な事実。

それから、財務諸表に初歩的ミスがあり、経営管理体制、ガバナンスに問題がある。これは1,200法人の決算報告を見ると、約3割の法人の財務諸表にちょっと会計学におかしいのではないかと思うようなものがありました。

具体的には、例えば複数の種類の施設を経営している場合、法人全体の連結財務諸表を作りますけれども、それを見ると、内部取引が相殺されていなくて残っているのです。これは、厚生労働省から通知のような形でそういうことがあってはいけないという指導が入っています。それでもそういうことが起きているのです。規模の大きな社会福祉法人でも内部取引が相殺されていない連結財務諸表を県に提出していたので、電話をかけて財務部長にヒアリングしました。そして私の疑問点をぶつけましたけれども、相手の方は内部取引が連結財務諸表に残っていることがおかしいということが理解できないのです。これは大変だなと思いました。その方は善意なのです。でも、理解できない。これは非常に問題

だということです。

次に、小規模なファミリー事業体が多い。これは過去社会福祉行政で一法人一施設という指導があった影響が出ているのですが、これに関しては、私のところへ介護施設で働いている若い方が来られて、「若い人がすぐにやめる最大の理由は給与ではない。小規模ファミリー事業体に就職しても人生設計ができないからだ。」と教えてくれました。

それから、私の印象としては内部留保を社会還元する意思がなくて事業拡大に消極的という社会福祉法人が非常に多いと思われまます。結論から言うと、このように本来の使命を果たさない社会福祉法人は非課税、補助金の優遇対象として不適であるというのが私の意見です。

26 ページをご覧ください。内部留保の問題は私が火をつけたことですが、誤解が生じているようなので正確に説明します。社会福祉法人の内部留保水準に理論的な最適値というのはありません。

なぜならば、仮に毎年の黒字の半分以上を社会還元していても、黒字である限りずっと貯まり続けるわけで、内部留保が貯まってもおかしくない。ちなみに米国には地域医療福祉事業体が 570 くらいあって、そこは法人税以上の社会還元を毎年行っているのです。それでも自己資本比率は 5 割をほとんどが超えていて、中には数千億円の内部留保をキャリアしているところがあります。

なぜ批判が起きないか、それは地域住民がガバナンスをしていて、その内部留保がいくら地域還元されるというのが分かっているからです。特定の個人には 1 ドルも行かないのです。それが分かっているから批判がない。だから、本来理論的には社会福祉法人が使命を果たすためには内部留保は大きいほどいいというのが私の意見です。

しかし問題は、それを社会還元する意思がないのであれば、それは国に返してください。もしくはそれを使ってもっと福祉ニーズに応えようとする社会福祉法人にお金を回すべきだろうというのが私の意見です。

27 ページをご覧ください。施設経営社会福祉法人の数は、厚生労働省所管のものを含めない場合でも約 1 万 6,300 法人です。これに厚生労働省所管のものも含めて全法人の財務諸表の分析が必須だろうと思います。今、サンプル調査をなさっているということですがけれども、1951 年に制度ができて、60 年間数十兆円の資金が投入されているにもかかわらず、全法人の財務諸表の集計が一度もなされていないというのは、ちょっとおかしいのではないかと。それを是非一度やられるべきです。

この全法人財務諸表分析をやれば、財務省が 7 月 3 日に指摘したとおり、社会福祉法人の経営行動と収益構造の要因分析ができます。それを一度やるべきだ。そうすれば、補助金の在り方も考え方が整理されるはずですし、次なる基礎構造改革の材料にすべきです。

調査のイメージとしては、全法人の 2010 年度と 2011 年度の 2 期分を集める。これを集めるのに、多分トップダウンで指示すれば 1 カ月でコピーが集まるはずで、1,200 の法人を私一人でやるのに 6 カ月かかっていますけれども、他の仕事もしながら 6 カ月ですの

で、もし、専門家が 10 人いれば 3 カ月で集計は終わるはずですが、これは、研究者から見ると、資料を集める手間が省けるのであれば無料で働くと思いますね。それだけ魅力のあるデータだと思います。

もし、その結果が国民に開示されれば、恐らく本日の議論も流れが相当変わってくるのではないかと考えております。

28 ページをご覧ください。先ほども議論がありましたけれども、全国をカバーする第三者評価機関が是非とも必要だと思います。

これは、単に外部監査を各法人に義務付ける以上の成果が出ると思います。というのは、外部監査というのはあくまで財務管理上の監査ですので、経営者の質の問題とか、地域との関係とか、そういう社会福祉法人制度の本来の目的との整合性を審査するという事までは踏み込めないのです。そういう意味で第三者評価機関が是非とも必要です。それをすると同時に、全法人の財務諸表を評価機関がウェブで全部公開するということを是非やるべきです。

29 ページですけれども、私は全国の社会福祉法人を拝見していて模範的な社会福祉法人も少なからずあることを認識しております。

その判断基準として、非営利というのは、まず特定の個人には一切お金が行かないというルールが守られる。そして非課税優遇というのは法人税が免除されて得だというのではなくて、免税額以上のものを社会還元するという意欲が求められます。それができないのであれば、そもそも補助金を出して優遇する意味はないというのが私の意見です。

なぜかと言うと、資料の 30 ページをご覧ください。この図は、非営利・非課税優遇の形骸化がどういうふうに行われているか、を示しています。このように下に社会福祉法人と社会医療法人があって、上に株式会社が乗っかっています。ということはグループ全体で利益調整が可能ということです。

これは、経営者としては立派な経営判断です。というのは、制度をちゃんと利用しているわけですから、これは批判の対象ではない。しかし、財政危機の時代に公費を投入する先としては不適格だと私は思います。

であれば、それがちゃんとできるところを選んで、そこを優遇する仕組みに変えていくべきだろうというのが 31 ページです。

私の考えでは、社会福祉法人が経済成長のエンジンになる仕組みとしては、本当に地域貢献している法人を認定して、そこにホールディングカンパニー機能をつける。その下に株式会社をぶら下げるということをやるべきだと考えています。

というのは、アメリカの医療福祉事業体は、大半が非営利で地域ネットワークなのです。彼らの組織の核は非営利ホールディングカンパニーです。その下に非営利病院や株式会社がぶら下がっています。つまり、リスクマネーについては民間の株式会社から出してもらって合弁事業の形で収益をあげ、配当は非営利が出資した分は吸い上げて、それは個人には行かずに地域に還元する。

これがなぜ重要かと言うと、先ほど EPA の話がありましたけれども、もしこれから日本が介護事業で海外に出るときに、やはりノウハウを持っているのは民間の事業体、株式会社もありますけれども、社会福祉法人がノウハウを持っていると思います。例えば彼らがインドネシアに出るときに、まさか日本のお金を持って行って向こうで慈善事業を行うわけにはいかないのです。あくまで株式会社で進出して、そこでサービスを提供して、正当な対価をもらって日本に還元する。

それができると何が起こるかと言うと、東南アジアの看護師を日本で育成して、彼らが日本で少し働いて本国に戻ってくれて、10年くらいして相手の国の経済レベルが上がってくると、介護ニーズが今以上に増えてくる。そのときにまた日本の事業体と組んで活躍してもらおうということができれば、これが日本のソフトパワーになると思うのです。そういうことを考える必要があるのではないか。

32 ページをご覧ください。マクロ経済との関係で言うと、実は介護・福祉というのは日本経済成長のエンジンにはなりません。これは経済学で言うところの合成の誤謬です。なぜなら、介護・福祉に回る財源というのは、他の産業から奪ってきたものです。ということは、財源を奪ってきた他の産業よりも介護・福祉の方が生産性向上がより高いという仕組みでないと、日本経済全体は成長できないのです。残念ながら介護・福祉にそこまでの要素はない。ただし、現在の介護・福祉提供体制には欠陥があり、労働生産性をもっと高める仕組みというのは十分考えられる。

1 つには、先ほど他の委員もおっしゃっていましたが、規模が小さいと中で働く人のローテーションが組めないのです。それがどのような弊害をもたらすかと言うと、若い人がいろいろなことを経験するということができない、人材育成ができないのです。それが生産性の低下につながっていくのです。そこを解決しようと思ったら、規模を大きくしたいと思っている社会福祉法人の経営者に対して、より重点的に公費を投入して規模拡大をしてもらう必要があります。

そうすれば、33 ページにあるように、地域包括ケアの核になるような事業体が全国各地に生まれると思います。

34 ページをご覧ください。私がイメージしているのは、その地域で中核的な機能を果たすことができる社会福祉法人です。これは厚生労働省が地域包括ケアでイメージしている人口1万人から2万人くらいの地域で事業規模が100億円くらいの事業体を創る。そこが地域包括ケアのいわゆるセンターみたいな機能を果たして、より広い県単位のセーフティネット事業体と連携する。そうすれば、零細事業者はそこにくつつかざるを得なくなるということです。

もう一点重要なことは、こういう議論をするときに、社会福祉法人と株式会社の違いは何かということです。私はサービスの質とか入居者の満足度ということであれば差はないと思います。では何が究極的に違うかと言うと、社会福祉法人は地域住民の家族になれるけれども、株式会社の場合は家族になれるという点です。

これからひとり暮らしの高齢者が増えていきます。彼らが一番悩むのは、一人になったときに、自分が死ぬときにどうなるかということです。ところが、その地域に看取りがちゃんとできる社会福祉法人があれば、そこに自分の財産を持って行って、死ぬまで面倒見てもらって、亡くなるときに全部寄附しますということが起こると思うのです。しかし、それは株式会社には多分起こらないことです。そこが社会福祉法人と株式会社の違いとして大きいのではないかと。

そういう信頼を受けられるような社会福祉法人になれるところを支援すべきです。それとは逆に、内部留保を貯めて、いつの間にかその内部留保が無くなっていくというようなところに対してはもっと厳しい措置をとるべきです。

35 ページが結論です。私は政策的には少数派ではありますが、模範的な中核社会福祉法人に追加支援策をすべきと考えます。その方法としては、非営利ホールディングカンパニー機能を付与する。それから、地域包括ケアにおける中核機能発揮のための投資財源補助、社会福祉法人と社会医療法人の合併を認める。これは、ガバナンスの実態などを見て審査するという事です。

最後は、寄附要件の緩和です。今は社会福祉法人が寄附を受けるときに制約がかかっていますけれども、私は一人でも寄附をしたい人がいれば、それを非課税で受けることができるような社会福祉法人を認めてもいいのではないかと思います。それは、相当な厳しい審査をするというのが前提になると思います。

以上です。

○安念委員 どうもありがとうございました。

既に多彩な論点が出ておりますが、一応、次の4つについては、是非御議論をいただきたい。

まず第1に、経営の透明性の問題。

第2に、内部留保の問題。

第3に、サービスの質の向上の問題。あるいはこの問題は、生産性の向上ということと絡めて議論していただいてもよいかもしれません。

第4に、民間事業者と社会福祉法人との間のイコールフットィングの問題。この4つは、是非マストで御議論いただきたい。その他もいろいろな議論が出ておりますので、それらについてもあわせて御議論をいただきたいと思います。

まず第1ですが、会計制度や監査制度等の活用を初めとした事業経営の透明性を確保する方策です。

これは、もう既に財務諸表等の議論が出ておりますが、どなたからでも結構ですが、私、素人なのでまことにお恥ずかしい質問ですけれども、社会福祉法人にも少なくとも貸借対照表と財務諸表はあるのでしょうか。あと、キャッシュフロー計算書はあると考えてよろしいですか。

○松山専門委員 それはあります。ただ、それが間違っているということです。

○藤井専門委員 正確に言いますと、キャッシュフロー計算書はございません。資金収支計算書という形のもので、キャッシュフローではないのですけれども、基本は企業会計に基づいた財務諸表があると思っていただいて結構です。

○安念委員 分かりました。どうもありがとうございます。では、そういう前提で、どうぞ、どなたからでも結構です。

佐久間委員どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。今の専門委員の方と事業者の方と厚生労働省の方の説明、どうもありがとうございました。

今のお話を聞いていると、やはり透明性というのは非常に重要なこと、問題の解決のまず第一歩だと思いました。

その議論の前に、この資料で言うと、2ページ、今まで社会福祉法人に対して指導監査というのが行われていたと。この指導監査というのは何をやっているのかということについてお聞きしたい。特に企業監査で言えば、会計監査の観点、業務監査の観点、この2点からどういうことを実際にやられているのかについて教えていただきたいと思います。

○厚生労働省（友藤課長） こちらは、例えば理事会、評議員会がきちんと開かれて、ちゃんと機関決定ができていくかといったガバナンスの状況を見るというのが1つございます。

それから、会計についても具体的な財務諸表がきちんとそろっているか。中身についてはポイントの部分だけを見る形になりますけれども、そういった中身についてもチェックをさせていただくという形になってございます。

その他一番大きいのは、先ほど申し上げたとおり、役員の選任がきちんとできているとか、あるいは理事会がしっかり開かれているとか、評議員会がきっちりできているか、要は意思決定がしっかりできているかというところが大きいことになります。

あと、剰余金が出た場合の処理として、基本的にと申しますか、社会福祉法人については社会福祉事業、それから公益事業にしか使えないということになってございます。そういう厳しい限定がかかってございますので、それがきちんと守られているかどうか、そういったものを見ております。

○安念委員 では、引き続き佐久間委員どうぞ。

○佐久間委員 大体分かりましたというか、もう少し教えていただきたいのですが、この指導監査では、会計はどういう方が見ておられるのか、特に先ほどの連結とかそういう話になると、企業でもかなりの専門的知識がある人間でないと内部監査を見ることができませんし、当然外部で言えば、公認会計士なり、そういう資格を持った方なり相当な経験がないと、その辺は見られないと思いますが、その辺はどういう方が会計監査について見ておられるのでしょうか。

○厚生労働省（友藤課長） それは、県であれば県の職員、私どもで言えば国家公務員が見るという形になっていまして、必ずしも専門家が見ているわけではございません。ただ、

その分野で比較的長く経験している者が就いているという状況になってございます。

○安念委員 市川委員、どうぞ。

○市川委員 ちょっと変なことをお伺いしてもよろしいでしょうか、すみません。

社会福祉法人が解散になるケースというのがあると思うのですが、大体解散数というのはどの程度あるのかということと、そのときに解散した法人が持っていた財産がどういふふうになっているのかということは把握をしておられるのでしょうか。

○安念委員 いかがですか。まず、解散するときの手續を教えてください。何か報告か何かがあるのですか。

○厚生労働省（友藤課長） これは、法律上決められておまして、財産については。

○市川委員 厚生労働省が直接所管されている社会福祉法人の中に解散が過去数年あったのかどうかということと、あった場合に残余財産についてはどういう形で処理されたのかというのは、数字はありますか。

○厚生労働省（友藤課長） 多分これは調べてみないと分かりませんが、基本的に厚生労働大臣所管のものは解散がないかと思えます。

手續につきまして、社会福祉法第46条から解散の規定がございますけれども、所轄庁に対して清算法人を作るという形になっております。解散の事由も、例えば理事の3分の2以上の同意が必要で、評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決が必要であるといったようなことが決まっています。あるいは所轄庁の解散命令があった場合といったような事由が決まっております。

○安念委員 残余財産について伺っているのです。

○厚生労働省（友藤課長） 残余財産があった場合には、47条がございますけれども。

○市川委員 定款の定めに従ってとなっておりますね。

○厚生労働省（友藤課長） ええ、帰属すべき者に帰属するという形になっておりますけれども、社会福祉事業を行っている者について帰属させるという形になってございます。

○市川委員 過去に社会福祉法人が解散になったケースがあると思うのです。その場合、国の厚生労働省所管はないとおっしゃっていましたが、都道府県所管の場合に、残余財産がどういふふうに分けられたかというのは、どういふ形で記録というか、調べておられるのでしょうか。

○厚生労働省（友藤課長） それは、調べていないです。

○市川委員 先ほど来の議論の中で言えば、内部留保が相当あるケースがあると。本来であれば、税金をお支払いになっていないわけですから、税金分を超える社会還元があつてしかるべしであると。ただし、松山専門委員のおっしゃったことによれば、内部留保がある程度貯まっていくなのは、それは当然のことである。それはそうなのだと思いますが、ただ、もちろん善意に立てば解散があるケースはやむを得ず、残余財産の分配というのも適正に行われているという考え方になりますけれども、悪意に立てば、誰かがきちんとチェックしていないということだとすると、いろいろなことができますね。

○厚生労働省（友藤課長） それは、都道府県がしっかりチェックをするという形になるかと思います。

○市川委員 でも、そこは厚生労働省としては把握していないということですね。

○厚生労働省（友藤課長） そうです。それは、所轄庁が都道府県になりますので、地方自治は地方自治に任せるというお話で、今、地方分権の話もございますが、地方でできることは地方にという形になってございますので、地方自治体、所轄庁がしっかり見るという形になっております。

○市川委員 それは、そうだと思うのです。確認は所轄庁がされるのかもしれませんが、ただ、これだけ内部留保が問題になっている中で、やはり厚生労働省としてそれが適正に分配されているかどうかということ、そもそも残余財産があったのかどうかということもそうですし、そこはやはりデータとしてしっかりお持ちになっておくべきことではないかと思います。

もう一点お伺いしたいのですけれども、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律を見ていると、いわゆる財務諸表については、何人も公益法人の業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。つまり、それは財産目録等が書面をもって作成されていれば、それを見ることができる。財産目録等が電磁的記録をもって作成されていれば、電磁的記録に記録されたものを見ることができるということになっているのですが、社会福祉法の規定だと、第44条を見ると、毎会計年度終了後、2カ月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならないということになっているのですが、これを見られる方が限定されていますね。つまり、それは、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者、その他利害関係人ということで、かなり公益性が高いもの、社会福祉法人だと思うのですけれども、これは厚生労働省のせいではないのかもしれませんが、立法のところの問題かもしれませんが、何ゆえ公益社団法人、公益財団法人と社会福祉法人のところに財務諸表が見ることができる、請求できる対象に違いがあることになっているのでしょうか。

○厚生労働省（友藤課長） はっきりしたことは申し上げられませんが、公益社団法人の関係は、基本的に外部の目を通じて監督をしていくという形になってございますが、社会福祉法人は、行政職員が監査に入るということもございまして、それもございまして情報開示については、先ほど市川委員がおっしゃられたような形の関係者だけに見せるという形になってございます。

ただ、社会福祉法人審査基準の中で具体的に透明性の確保を図るために、法人の業務や財務等の情報については、法人の広報、インターネットを活用するなどにより、自主的に公表することが適当であるという形にしてございまして、また、法人の役員、評議員の氏名、役職等の情報についても同様に公表してくださいという形にしてございます。

○市川委員 ちなみに、ではどの程度の社会福祉法人がそういった情報を公開されているか、そういう数といったようなものは把握しておられますか。

○厚生労働省（友藤課長） それは、把握していません。

○市川委員 多分そこに大きな問題があって、つまり、全ての問題の根源というのは、やはりディスクロージャーだと思うのです。確かに公益社団法人、公益財団法人と比べれば、社会福祉法人の場合は行政による監査が入るということかもしれませんが、少なくとも本来業務に関しては税金が課されておらず、もともと基本財産の形成にあって国の補助金が入っているという仕組みになっているわけですから、そういう意味では広く公開された情報の中で、万人がこれを求めればチェックできるような体制ができているということが当然の仕組みだと思うのです。

ですから、そういう意味では、ここら辺りのところをまず改善していただくことで、社会福祉法人そのものに対する信頼感がきっと高まっていくということになるのではないかと思います。

○安念委員 ちょっと待ってください。今の話は当たり前の話で、財務諸表というのは公開するために作っているのですから、中で抱えていたってしょうがないですよ。その点は、はっきり御検討いただくことにしましょう。

大室委員長代理、どうぞ。

○大室委員長代理 市川委員と似たような質問になると思いますが、透明性は、公的資金の入った部分について当然求められる結果だと思うのです。長年にわたって何十兆円にもわたるような資金が投入されていて、透明性がこんなにも低いというのは、正直言って驚いてしまうと言わざるをえません。厚生労働省としては、今、専門委員の皆様とか事業者の皆様からのお話について、どうお感じになったかというのを端的にお聞かせいただけますか。

○厚生労働省（友藤課長） 感想ということでございますけれども、いろいろ問題があるの承知しておりますけれども、すぐに全部できるわけではございませんので、できるところから一步一步進めていかなければいけないというふうには思っております。

○安念委員 財務諸表はもう作っているとおっしゃるのだから、そんなもの公表するのはこの瞬間にもできるではありませんか。

翁委員、どうぞ。

○翁委員 今、安念委員がおっしゃったように、情報開示は今すぐできるのではないかと思います。逆になぜできないのかということが問われると思っております。

それから、先ほど指導監査のお話をいただいたのですけれども、指導監査について各地方自治体がばらばらにやっているということでございましたけれども、例えば財務内容については、どういう基準を重視して見ておられるのかということについて教えていただけますか。

例えば銀行なんかで考えますと、自己資本比率というのは一つのメルクマールになっているのですけれども、財務内容やPLについては、どういうことを一番チェックしておられるのか。そういう基準がきちんと確保されているのであれば、ある程度信認ができると思

うのですが、その具体的な指標を教えてくださいたいと思います。

○厚生労働省（川島監査官） 指導監査で会計の部分についての監査なのですけれども、基本的にそういった通知に定めのある、繰越であれば全体の何パーセントまでしかできないというところであれば、そこがちゃんとそうなっているかということも通知に基づいて見ていきます。

あと、会計の中身で言いますと、なかなか長時間監査に入ることができませんので、特定の科目をピックアップして、それでしっかり証拠書類と実際の金額が合っているか、合っていないかというようなどころを中心に会計については監査をしているという状況です。

○翁委員 是非具体的にどういう項目を見ているのかというものを示していただければと思います。

○安念委員 今おっしゃったでしょう、特定の科目というのは、具体的にはどういうことですか。

○厚生労働省（川島監査官） 具体的には、やはり人件費であるとか、あとは当然補助金が入っているのであれば、その補助金の部分とか、法人によって規模が違いますので見る項目も違ってきますけれども、中心的にはそういったところを見ています。

○翁委員 では、統一的な検査マニュアルみたいなものがあるのですか。

○厚生労働省（川島監査官） 統一的なマニュアルというのは、通知では社会福祉法人指導監査要綱というものが制定されておりまして、それに基づいて監査をしているところではありますけれども、そこまで具体的にという部分では、通知の中では書かれていないところではあります。

○翁委員 それは非常に重要なポイントで、どういうところを見ていくかということ全国の自治体に対してきちんと定着させていかないと、どの部分をチェックしているのか厚生労働省としても把握されないといけないわけですし、是非そういったところの整備をお願いしたいと思います。

○安念委員 では、次は岡委員長です。

○岡委員長 今までの委員の皆様とは少し違った角度で申し上げますと、健全な社会福祉法人を育てていくことが必要だということについては誰も異論はないと思うのです。

そちらの方に誘導していく立場にある厚生労働省としても、それぞれの法人が会計的にきちんとやっていることは最低限の条件であり、財務諸表を作っているのであれば、それをきちんと会計監査でチェックする。それだけのことなのです。

そのところを厚生労働省から各都道府県に指導なり、ガイドラインなり、もっときついものでもいいかもしれませんが、全ての社会福祉法人は財務諸表を作り、会計監査を受けることを義務付けるべきではないかと思えます。

それは健全な社会福祉法人を育てていくという考え方からすれば当然のことではないか。コーポレートガバナンス、コンプライアンス等々もありますが、少なくとも財務諸表が作られているのに、第三者の会計監査をやらない理由が分からない。教えてくださいたい。

○厚生労働省（友藤課長） 全て外部の監査法人の監査を受けるということであれば非常によろしいことだと思うのですが、中小企業を見てもそうだと思うのですが、全て費用がかかるというところがございます。そういったものをどうするのか、負担の問題もございますので、その辺、全てが非常に大規模で大きなところではないと思っていますので、大規模なところは、確かに監査法人が入られて実際に監査をされているということがございます。

今、委員の皆様方がおっしゃられたのは、本当に大きいところのお話をされていると思うのです。経営がぎりぎりのところでやられているところもございますので、そういったところに全て義務付けという形になると、なかなか難しいのかなと思います。

○岡委員長 そのこのところは、我々民間企業にも資本金が幾ら以上だったらこうだという取決めがあるので、社会福祉法人についても、これ以上の規模のところについては、財務諸表を作り、第三者の会計監査を入れて、徐々にそれを拡大する方向にしていっていか、より健全な法人を作るという姿勢が厚生労働省から出てこないのはまずいのではないかと。私は厚生労働省を応援したいので申し上げているのです。

○安念委員 では、次に藤井専門委員、その次に佐久間委員。

○藤井専門委員 今、おっしゃったことは、先ほど御指摘されていた社会福祉法人審査基準の第3の5（1）に収支決算額が10億円以上の法人は2年に1回以上、それ以外は5年に1回程度行うことが望ましいことという表現がございます。

これもそうですし、先ほどのホームページに載せなさいというのもそうなのですけれども、書いていることは、皆様のおっしゃっていることが既に書かれていると思うのです。しかし、現にはやられていない。実態も残念ながらつかんでおられないというところが、やはり問題になるのだらうと思うのです。

まず、行政が所轄庁として入っているので監査はきちんとやられている部分があるというのはおっしゃるとおりだと思うのですが、財務のことに言いますと、自分のところで複式簿記を作成していないところが、よその複式簿記を見られるはずがございませんので、まず、専門の力をどう入れるのかということと、それから、社会福祉法人は課税されない部分が多いですから、税務署が入っていないケースが多い。中小企業というのは、財務をきちんとやっているのは税務署が入っている面も非常にございますので、これをどう補っていかれるかという視点が重要かなと思います。

それに関してなのですけれども、今は、財務上の監査というのは主としてつぶれないかという観点からの監査だと思います。これは重要なのですけれども、実は今議論していることは、貯め過ぎではないかとか、変な形でお金を抜いているケースがあるのではないかと、松山専門委員が指摘されたとおりです。

この監査は、やはりそれなりのこつと言いますか、能力が必要なことでございまして、いわゆる会計の専門職ができるとも限りません。それをどういうふうにしていくのかという視点が必要だと思うので、その点を是非お考えいただきたいということがございます。

最後に1点、所轄庁が都道府県あるいは今後市あるいは特別区に移るということなのですけれども、地方分権の時代でということをおっしゃったので、これは審査基準にも書いておりますけれども、法定受託事務でございますね。法定受託事務ということは、国の果たす役割が大きい、強い関与が必要だということになっております。これは、厚生労働省だけの問題ではなくて、法定受託事務にしたものを国がどう関与するのかというのを、これから多分考えていかなければいけないことだと思うのですけれども、分かりません、知りませんということではなくて、強い関与をしなくてはならないことなので、どのようになさるかということを是非お考えいただきたいと思うのですけれども、この件に関して、いかがでしょうか。

○厚生労働省（友藤課長） この場で即答するのは、なかなか難しい問題だと思います。内部で検討させていただきたいと思います。

○安念委員 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 岡委員長が御指摘されたことと内容は一緒なのですが、中小企業は事業法人において会計監査の対象外になっている、例えば資本金5億円以下であったり、負債が200億なかったりというのは、これは、その中小企業が上場していない、つまりお金を人から預かっていないということで必要ないということなので、社会福祉法人の場合は、簡単に言えば、みんな上場しているのですね。つまり、お金はよそからいただいているわけですから、これは規模が小さいからといって会計監査が要らないということにはならない。つまり、中小企業でも上場すれば必要なのですけれども、規模だけで考えるというのは、ちょっとおかしいと思います。

ですから、原則全部会計監査が必要なのですけれども、ただしあまりにも小さいところというのが問題だという程度ではないか。

もう一つ費用、これは先ほどの8ページにあった社会福祉法人全体で7.5兆円余りと、こういう数字があります。これは、トヨタ自動車を使って申し訳ないのですけれども、大体トヨタ自動車と一緒にすれば、トヨタ自動車がお支払いになっている監査報酬というのは何億円もありません。つまり、それをこれで全部割れば、1法人当たりそんなに大きい額にはならないと思います。ちなみに私のいる会社も数兆円ですけれども、たかだか1億円とか、そんなものです。これはもう全部公開されていますから、全部お調べになれば分かりますけれども、そんなものです。ですから、費用がそんなに掛かるというのは、ちょっと事の本質を間違えるのかなということ。

もう一つ、これだけ内部留保があれば、その費用は当然捻出し得る業界だろうと思いますので、あまり費用のことは考えず、なおかつ必要という点においては、当然全部会計監査が必要。それによって初めてある程度信頼できる財務諸表が出る。それを指導監査することであれば、これはそれなりに効果があるだろうと思うし、それを第三者評価機関が評価するというのも、これもまた意義がある。

ただ、もともとベースができていないということであれば、これは全く効率性が欠ける

作業になってしまう、こういうことだと思います。

以上です。

○安念委員 次に市川委員。この論点は、市川委員で最後にさせていただきます。

○市川委員 2ページの表をちょっと御覧いただきながら、例えば都道府県の所管にある社会福祉法人の数というのは1万4,330法人という数を書いてありますね。

大変乱暴な計算をして、全然そんなことはないと思うのですけれども、47都道府県平均、1都道府県当たりどれだけになるかというところと300法人ありますので、4年に1回指導監査をすとしても、月6.25件という計算になって、そうすると、1件当たり4日なのです。もちろん、都道府県の担当の皆様もこればかりやっているわけではないと思いますので、相当短い期間にこれを見なければいけないということになりますから、これもあくまで4年に1回というケースですけれども、多分、指導監査は実際のところ中は見られないと思うのです。多分、形式要件しか見られないと思うので、実質的な指導監査というのはほとんどできないのではないかと推定されるわけでありまして、そこは一つ情報公開をさせていただくことによって、松山専門委員みたいに非常によく見ている方がちゃんとそこが見られることによって、つまり社会全体として社会福祉法人の適正性が担保されるような仕組みをまず作るということが大前提になってくるのではないかと思います。

その上でもう一つ。社会福祉法人自体も、多分、厚生労働省の政策としてもだんだんと規模を大きくして効率化していくということになってくるとすれば、もちろんそこはかなりデリケートな問題ですので、どういうステップでやっていくか、どういう順番でやっていくか、どういう工程でやっていくか、どういう期間でやるか、いろいろな問題があると思いますけれども、ただ、外部監査を受け入れられない、そこにきちんとコストが払えないところについて言えば、やはり規模の拡大を図る上で順次バトンタッチをしていくような、そういう中で規模の拡大をしていく、そういうコントロールがあってもいいのかなと思いますので、是非そういったことをある一定の期限を切って工程表をつくって対応していただきたいと思います。

○安念委員 簡潔にお願いします。

○廣江理事長 本当に耳が痛いというか、どこかへ逃げたいような議論をされて、社会福祉法人の経営者として恥ずかしい。今のような話、情報公開していないということは恥ずかしくてしょうがないです。松山専門委員に顔合わすのが、私は恥ずかしいのです。

ですから、私が今考えていますのは、厚生労働省にもこれから話をしまして、私どもが近々のうちに2006年の続きの第2次研究会をやって、きちんと社会福祉法人はこういうことをやらなければいけない、そうでなければ退場しなさいとか、内部できちんとした歯止めをかけなければいけない。これは、ここで議論されるよりも私たちが変えなければいけない。私たち社会福祉法人は公器、パブリックのものなので、私個人のものではないのですから、そこをはっきり社会福祉法人の経営者には理解してもらい、幾ら言っても聞かなかったら退場か、または大きなペナルティー、課税も含めてやっていただくように、制度

も変えていただきたいと思います。

○安念委員 では、当委員会としての立場は、また後ほどまとめさせていただきます。

後で、もし時間的な余裕があれば戻ることにいたしまして、次に内部留保についていかがですか。

藤井専門委員どうぞ。

○藤井専門委員 内部留保問題は、松山専門委員がおまとめいただいたとおりで、適正な値というものはない。ただ、今の問題は課税されていないところが、そのお金を貯め込んでしまっているという問題であると思います。

また、さらに背景的に言いますと、特別養護老人ホーム等がそうですけれども、消費者が選んで良いサービスが残っていく、淘汰されるという仕組みのないところで、そこで儲かっているという、このゆがみそのものをどうするか。1割負担ですから、このゆがみを完全にアコモデートすることは難しいのだろうと思いますけれども、そうして考えたときに、そもそも松山専門委員のお話にもありましたけれども、プロフィットとノンプロフィットが役割を持ってやっていると。これは世界中の先進諸国でヘルスケア部門というのは必ずそう。ノンプロフィットに優遇措置があるというのも、世界中そうでございます。アメリカでは資金調達で州が裏打ちをするような制度もありますし、オーストラリアでは働いている人に200万円程度まで非課税にするとか、そういった日本にはない優遇措置があるところがありますので、完全なイコールフットィングではない。

したがって、社会福祉法人がより自由に使えるお金があるというのは、これそのものは問題ではないと思うのです。では、それをいかに使ってもらうか、あるいは地域のために使ってもらえるかという部分を誰がチェックして、それができていないときにどうするかという問題になるのではないかと思います。

この点に関して、今の制度の中で社会福祉法人が本来あるべき、松山専門委員でしたか、地域が株主だとおっしゃったと思いますけれども、そう考えたときに、地域にどう還元しているかどうかということをチェックしておられるのかどうか、そして、チェックしたものが不適切だとした場合に、これは社会福祉法人として果たして適正だと言えるかどうか、その2点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○安念委員 いかがでしょう。

○厚生労働省（友藤課長） 今の状況で、松山専門委員がおっしゃられていた模範的な法人というのが、社会福祉法人はいろいろな事業を行っておりますので、何をもって模範的なものになるのか、そこの基準づくりですとか、先ほどおっしゃられたとおり、誰が判断するかというのは非常に微妙な問題があるのだと思っております。

ですから、慈善事業ですね、例えば今、私も厚生労働省で生活困窮者の生活支援戦略というのをまとめておりますけれども、そういった生活困窮者に対する様々な支援、就労支援ですとか、そういったものについて、社会福祉法人で是非やっていただきたいということで、今、お話をさせていただいておりますけれども、どういうものがその事業として

認められるのか、どういう事業がそういうものに当たるのかというのを誰が判断するのかというのはなかなか難しいのではないかと思います。

○安念委員 申し訳ないけれども、それはお答えになっていない。つまり、一番基本的なところは、要するにそもそも内部留保を何のために貯めているのかを誰かチェックしているのかということです。

○厚生労働省（友藤課長） そもそも内部留保がどのくらいあるのか、先ほど廣江理事長からもありましたとおり、今、私どもは全国社会福祉施設経営協議会にお話をして、今、調査をしていただいています。その実態も見ながら、どういう目的に使われているのか、どういう目的でされているのか、その辺の把握をさせていただこうということで、今それを進めております。その状況を見ながらやっていきたいと思えます。

○安念委員 ちょっと待ってください。とにかく財務諸表はあるわけでしょう。皆様のところになくてもいいけれども、少なくとも都道府県というか所轄庁はみんな持っているわけですね。そうすると、内部留保なんて非常に簡単な引き算で出てくるわけだから、要するに、経営規模に応じてどのくらいの内部留保が事としてあるのかということは簡単に分かる話ですね。

市川委員どうぞ。

○市川委員 内部留保がどのように使われているのかというのは非常におかしな表現で、内部留保は使われていないから内部留保になっておりますので、何のためにそれを貯める必要があるのか。そこは何らかの還元をしていないという前提にならなければならないわけですから、100%還元すれば内部留保は貯まらないわけで、そういう意味では、もう少し整理した議論をしていただいたほうがいいと思えます。

○安念委員 だから、最初の質問にお答えください。

○厚生労働省（友藤課長） ですから、内部留保という形で私どもチェックをするということは、今、しておりません。

○安念委員 現に全国社会福祉施設経営協議会に頼んで調査している、そういう段階だということですか。

○厚生労働省（友藤課長） そうですね。

○安念委員 では、松山専門委員、どうぞ。

○松山専門委員 その内部留保の実態がどうかということを議論するためには、全国社会福祉施設経営者協議会にはちょっと申し訳ないのですけれども、業界団体であるところにサンプル調査をお願いするのではなくて、とにかく全部集めればいいのです。

それで、私の目の前に1万6,300法人の財務諸表があったら1カ月で集計します。そういうレベルの問題です。

それと内部留保というのは、これは内部留保を社会還元したくない人が言うセリフですけども、実際には施設になっているし、固定資産になっているのだから、お金は出せませんと言うのですけれども、そこは議論に2つ矛盾があって、1つは今固定資産になって

いるものからお金を出せと言っているのではなくて、毎年キャッシュフローがプラスなわけですから、その例えば2割くらい、それは1,000億円あるわけですが、それを出すだけで東日本救済に相当役立つだろうと。それを1,000億円出したとしても内部留保が貯まっていくわけですね。

もう一つは、固定資産になっていると言い張る人がいたのですけれども、その人の法人の財務諸表を見たら年間事業規模の2.5倍の金融資産がありました。預金です。それで、私は特定の法人を攻撃するのが研究目的ではないので言いませんけれども、そういうところは複数あるのです。とにかく驚くべき状況です。それは財務諸表を見れば全部分かります。驚くべき実態です。もし、それを見せないのだったら、もう補助金はカットすべきだと思います。というのは、全部公金ですから。

○安念委員 廣江理事長、その次に佐久間委員、どうぞ。

○廣江理事長 貯めている原因の1つは、今、おっしゃったようなこともあるのですけれども、使おうとしても都道府県が資金の移動をさせてくれないのです。例えば、障害者の部門で稼いだお金は障害者のところでしか使えず、法人本部に入れさせず、本部に入れて地域貢献しようと思ってもやらせてくれないというような都道府県がかなりあるのです。それで皆様困っている部分もあるので、一概に私たちだけを責めないでいただきたいと思っています。

○安念委員 その資金移動をさせない法令の根拠は何ですか。

○厚生労働省（友藤課長） これは、剰余金が各施設で出た場合に、介護であれば介護の関係で、それはその施設の運営とか改善に使ってくださいという形での通達で使途について制限を、これは社会福祉法というよりは、各施設の通知でそういった指導を。

○安念委員 それは法令ではないのですね。ただの指導ですね。

○厚生労働省（友藤課長） 法令ではございません。

○安念委員 では、無視すればいいのです、そんなもの。それは法令じゃないのだから無視したって違法ではありません。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 もう一回元に戻って、内部留保を見ていませんというお答えがあったのですが、それは厚生労働省自身が見ていないということであって、当然都道府県は、先ほどの指導監査をして財務諸表を見ていますから、内部留保の額は、統一定義によってつかんでいるかは別にして、ある程度の数字は絶対見ているはずですね。財務諸表を見ていればそこにあらわれますから。ですから、それを単純に足し込めばおおよそのものは出るはずですから、それは厚生労働省で押さえていないということは、財務諸表をやっぱり見ていないということになってしまうのですが、そういうことなのでしょうか。

○厚生労働省（友藤課長） すみません、ちょっと聞き逃したので、もう一度。

○佐久間委員 先ほど安念委員の質問に対して、内部留保は見ていませんというお答えが。

○厚生労働省（友藤課長） 数字だけは見ています。そういう数字がどうなっているか、

黒字になっているかどうかという把握はさせていただいております。

○佐久間委員 内部留保があったら黒字しかないわけですけども、それを見ていて、それを足し算したことがないということを言われているわけですか。

○厚生労働省（友藤課長） ないです。それは入れば、数字は一応見ることは見ますので。

○安念委員 では、土屋専門委員。その次に岡委員長、どうぞ。

○土屋専門委員 私は医療が専門なので黙っていようかと思ったのですが、ちょっと話がちぐはぐになる原因を、私、38年間厚生労働省傘下の病院で働いたので、それと厚生労働省の内部仕分けもお手伝いして中から見させていただいたので申し上げますと、先ほどの2ページの指導監査、これが的確に行われればということから話が始まったと思うのですが、これは的確に行われることはない。というのは、先ほどから出ている財務諸表を見る、見ないという話がありましたけれども、読める人が厚生労働省にはいないということですね。

私も民間の病院に、3年間日本鋼管の病院にいましたし、今、民間の財団にいますので、今は元規制改革会議の議長が理事長をやっていますので厳格に財務諸表を管理しておりますが、それに及ぶような国立の組織がないということです。というのは、公認会計士の資格を持った方がいないということで、複式簿記を書いたことも見たこともないという人たちがチェックをしていて、今の厚生労働省のこの方たちを責めても無理だということを申し上げます。

その原因は、国立ナショナルセンター、国立がんセンターにございましたが、これが独法化するとき、会社会計になりますけれども、説明は厚生労働省の方ではできないので、民間の公認会計事務所に委託をしてやったわけ。説明できる方は厚生労働省の中にはないと、私は断言したいと思います。

副院長になったときに、今の東京医療センターの後ろの研修所で1週間研修を受けましたが、これも財務に関しては全部民間の方が来て教えていただきました。厚生労働省の中にはいないということ。

もう一つ、地方分権で都道府県については、厚生労働省には責任がないようにおっしゃったけれども、多くの地方公共団体は赤字団体ですので、特に都道府県の衛生部長とか福祉健康局長と呼ばれる責任者の多くは厚生労働省から行っていらっしゃるということを申し上げておきたい。責任がないとは言えない状況で、その方が指導しているので、各都道府県でも財務諸表は見ることはできても読むことはできないということを私はコメントとして追加させていただきます。

○安念委員 誠にありがとうございます。簡単ですね、監査法人を使えばいいと、それだけの話です。

岡委員長、どうぞ。

○岡委員長 先ほどの議論に戻りますが、できれば全ての法人に、できなければ大きいところだけでもいいですから、財務諸表を作って、外部の会計監査を受ける、これはもう義務だとできないでしょうか。普通の民間企業は皆そうなのですから。私は社会福祉法人の

方々が財務諸表を読めないことをどうこう言うつもりは全くありません。そういう経営者は民間にもいます。だから専門家のチェックを受けるわけです。専門家から正しいと言われたら、それを一応正しいとみなすということですね。そういうものが全部の法人に適用されれば、先ほど佐久間委員から質問がありましたが、全ての法人の内部留保を足しこんだ金額はいくらだと厚生労働省も把握できるわけですね。

なぜそういうことをするのかというのは、繰り返しになりますが、健全な社会福祉法人を育てていきたいからなのです。その他にもコーポレートガバナンスだとか、コンプライアンス等々ありますけれども、やはり数字できちんと出ますから。是非、厚生労働省にはリードしていただいて、財務諸表の作成と外部の会計監査の義務化というものを進めていただきたい。内部留保が何ぼあるかわからない、あるのかないのか分からないということでは内部留保の議論が深まらないのです。あるかないかの存在を確認するためにも、是非お願いしたいと思います。

○安念委員 制度論としては、もう岡委員長に総括していただきました。

それで、厚生労働省からの御発言があっても歓迎なのですけれども、要するに金を貯めるのは全然構わない、大変結構です。貯める一方で社会還元しないことが問題なわけだから、その社会還元するインセンティブというのはどういうふうに作ったらいいものなのでしょう、何かお考えのある方がいらっしゃったら、ちょっと御披露を。どうぞ。

○廣江理事長 社会還元は当たり前のことで、やらなければいけないわけです。

私は、内部留保と社会還元との関連のルールをちゃんと明確にしていきたい。それは義務だということをはっきりさせていただかないと、なかなか経営者としてもできない面があると思うのです。そういうルール化をしていただかなければならないと思っています。

その辺は皆様と我々も議論していきたいですし、是非方向性を出していただければ、私たちがそれを目標にして挑戦していくようにしたいと思います。もちろん情報公開、少なくとも公益法人がインターネットで財務諸表の公表もしていないこと自体が、私はここに来るのが恥ずかしくてしょうがないのですから、また、声を大にして言うことを約束しますので、是非この場はこの辺で勘弁してやってください。

○安念委員 分かりました。

藤井専門委員。

○藤井専門委員 制度論とすれば、廣江理事長がおっしゃったように、正にちゃんと社会還元しないところはもう非営利ではないのだという制度をどう作るかだと思うのですが、制度論以外でそもそも久野代表取締役がおっしゃったように、役所が縛っているから非営利だということで長い間来て、2000年からそのあり方が疑われるということが始まっているわけですね。

それで、厚生労働省も苦しい立場におられるのは、2000年からようやく財務諸表を社会福祉法人も作り始めた。複式簿記に関してはそうなのです。それまでは複式簿記ではなく

て役所的な会計をやっていたのです。ようやく12年経ってどうするかというあたりを松山専門委員が突かれたという話なので、そういう状況にあるわけです。

そうしたときに、社会福祉法人が、今、おっしゃったような自分たちは内部留保を貯めてもいいし、それは社会的な還元をするのだよという意識がゼロに等しいと言ってもいいと思います。

この点をさっきから廣江理事長がおっしゃっているように、廣江理事長自身はいろいろなところで言うておられるのですけれども、まず、監査される行政、それから業界団体が、それが当たり前なのだ、公的なお金をもらって非営利で税制優遇があるのであれば、そういったことをやっていかなければいけないのだということを御理解されていない。それで、監査する側も理解していない。この問題ですので、制度を作るということもありますけれども、意識と言いますか、認識をどう作っていただくかという観点から、厚生労働省は頑張っていたかなければいけないのかなと思っております。

○安念委員　しかし、意識改革くらい至難の技はないのですね。分かりました。

では、また戻っていただいても結構です。

次に第3の論点、第三者評価制度など、介護サービスの質の向上という点ですが、これは、第三者評価を義務付けるべきではないかというような御提言もありましたが、この点については、皆様いかがでしょうか。

松山専門委員、どうぞ。

○松山専門委員　結論から言うと、先ほどレジュメで御説明したように、全国ベースの第三者評価機関をきちんと作る必要がある。

それは、まず今400以上の評価機関が全国にありますけれども、その方々は努力をなさっていると思うのですが、やはり人材のレベルでは質と量が薄いと思うのです。それを束ねるような全国組織を作って、先ほどから出ていますように、厚生労働省とか都道府県に実際に複式簿記を見て議論できる人があまりいないということであれば、その機能を代替する強固な機関を作るべきだと。

諸外国だと介護施設の評価機関というのは、結構強力な権限を持ったものがあります。それに匹敵するものを作るべきだろうと思います。

付け加えて申し上げますと、私は1,200法人を見るときに、全国の都道府県、それから政令都市等々、電話で連絡をとり合っているいろいろな議論をしましたけれども、結論から言うと、先ほど市川委員がおっしゃっていたように、1つの県で年間みる件数というのは多いのですね。そうすると、何をしているかと聞いたら、要は赤字かどうかを見て、赤字のところを見る、黒字のところは優等生ということで見ないのですね。

もう一つは、これは幾つかの都道府県でありましたけれども、いまだに行政が法人単位の監査ではなくて施設種類ごとの監査をやっているのです。結果的にある県では、1つの大きな社会福祉法人が全体で業績がどうかというのをどこも把握していないのです。恐らく法人から連結の財務諸表が出ているはずなのに、それがどこにあるかは誰も知らないと

いう状況で監査をやっていましたから。それが現実です。

印象としては、担当者は皆様親切なのですけれども、3分の1くらいの方は来たばかりで簿記は分かりませんという方です。したがって、私が請求した連結財務諸表とは違うものをコピーして送ってくださるわけですよ。要は見てわからないから、適当にあったものを送ってくるわけですね。そういうやりとりをするわけです。

それを見ると、やはり強固な専門集団の評価機関を作って、そこに今、資格を取ってもなかなか就職できない公認会計士とか税理士の若い方を雇用して、その費用は全部社会福祉法人全体から出していただくということをするれば、相当改善すると思います。

それは、逆にいい社会福祉法人の経営者を育てるための研修機能、これは今、全国社会福祉施設経営者協議会が担っていますけれども、そこと連携する必要もあると思うのです。評価機能に関しては、そこに任せるような仕組みを是非作っていただければと思います。

以上です。

○安念委員 他にいかがですか。翁委員。

○翁委員 病院については、全国一律の機能評価機構があると思うのですが、ここについて、なぜ全国一律というか、体制整備として全国レベルで考えていこうということなをなさっておられないのですか。

○安念委員 いかがですか。

○厚生労働省（友藤課長） 発足の経緯等があるのかなと思っておりますが、第三者評価事業については、先ほどお話ししましたとおり、社会的養護関係施設は全国的に実施をする、全国組織にまとめてやるというような形の改善を、今年の4月から開始をさせていただいております。全体については、まだ時間が掛かるのかなということです。

今回、24年3月末に一応第三者事業について指針を取りまとめまして、その中で評価をしていない評価機関については退出をしていただくというルールを決めたのと、併せて評価基準の見直しをもう少しきめ細かく行おうというようなこともしております。

また、受けているところが非常に少ないということがございますので、将来的には報酬上の評価とか措置費での財政支援、そういった形で少し受けていただいて、そういう受審のところも増えてくれば、評価機関の見識も高まっていくだろうということで、そういった見直しをとりあえずさせていただこうと思っています。

将来的には、御指摘のとおり全国的に一本化を図っていくというのは非常に大切なことだろうと思っています。

○安念委員 どうぞ。

○廣江理事長 私の知る限りでは、全国社会福祉協議会がそれを受けなかったのが都道府県になってしまった。その代わりに介護サービス情報の公開制度というので、介護保険サービスを選んでくださいという制度をつくった。そのようなものでは利用者が選べるはずないし、私は大反対で全国一律で評価をやらなければいけない。

私は、病院評価機構の河北理事長にお願いして、そこと一緒になってやろうではないか

という話も個人的にしたこともあります。けれども、すでに制度が動いてしまって、各都道府県に、それを職業にしている人がたくさんいるわけです。それをどうするか、これもまた大きな問題で、昨年度の委員会では、例えば中国地方と関東地方とか、そういうブロックごとになるべく標準化していこう、その研修をなるべく中央でやっていこう、サーベイヤーの人をなるべく均一化していこうというようなことを決めました。

けれども、この第三者評価は、経営のことは全く入っていません。いわゆるサービスの中身とか地域との関係だけですが、今の議題では、経営のことは入れなければいけない。両方入れなければいけない。質もちろんやらなければいけないし、経営のこともやらなければいけない。ですから、本気で新しいものを作っていくということをやらないといけませんけれども、そういうエネルギーが、今、我が国にあるかどうかちょっと分かりませんが、私は絶対にやるべきだと思います。

それで、私はまずはサービス付き高齢者向け住宅をやらないと大きな問題が起きると思います。金儲け主義のところがあって、サービスの質がめちゃくちゃです。金さえ儲ければいいというサービス付き高齢者向け住宅が、今、全国に物すごくはびこっています。

○安念委員 何法人ですか。

○廣江理事長 株式会社でもやっていますし、社会福祉法人でも医療法人でもあります。サービス付き高齢者向け住宅というのが厚生労働省と国土交通省の両方のコラボレーションでできて、これがものすごく増殖しています。この質を早くきちんとやらないと、めちゃくちゃなものが出てくるし、それから、紛らわしい名称などまがいのもものがいっぱい出てきて、非常に市場が混乱してきています。ちょっと今回からは外れますけれども、その評価をきちんと公表するというのをやっていき、そのノウハウを、また今度はこちらのほうに持っていくような形にすることが、私は大事ではないかと思います。

○岡委員長 今の中で、厚生労働省と国土交通省が行っているというのは、いわゆる今日のテーマである社会福祉法人というカテゴリーには入らないのですか。

○廣江理事長 入らないけれども、もっと大きい枠です。一般企業も NPO も入っています。

○岡委員長 したがって、今テーマの第三者評価の対象でもない、ということですね。

○廣江理事長 だけど、そこに新しいものが現れていて、言う機会がないからちょっと言わせてもらいました。

○安念委員 別の話です。

では、市川委員の次に藤井専門委員、どうぞ。

○市川委員 3 ページ目、これも厚生労働省からいただいている部分です。拝見していると、受審件数が年に 2,000~3,000 件ということで、それに 454 法人あるということは、これも数の話を申し上げて恐縮なのですが、年間 5 件くらいしかやらないのですね。それは、数から言うと、明らかにノウハウというか、第三者評価を行うそもそも要件を満たしているのかどうかというところはかなり大きな疑義があるのです。

ですから、先ほど全国統一の基準とおっしゃいましたけれども、実際どういうところが

やっておられるのかというのは、本当はすごく興味があって、多分1年間に4、5件しかないということは、これだけで事業をやるということはまずできないですから、どこかが、何かのビジネスのコンサルか会計事務所か分かりませんが、やっつけでやっているのだと思うのですが、そもそも第三者評価機関自体をもっと集中化させていかないと、本当の意味での第三者評価にはならないと思いますが、いかがでしょうか。

○厚生労働省（友藤課長） 都道府県に、私どもが全国社会福祉協議会にお願いして、評価機関としての一定の基準なり、評価する人の研修内容を決めていただいて実施をさせていただいています。

指定をするのは都道府県になりますので、都道府県がここは適当だなということになれば、そういう評価機関を認定されていると。

○市川委員 それは分かるのですけれども、ただそうすると、先ほどの議論ではないけれども絶対ばらつきが出ますね。でも、本来これは全国统一で基準を設けて見ていくべきことですし、都道府県単位で、少なくとも数から言えば、1評価機関当たり年間4件か5件、せいぜい6件しか見ていないわけで、そのような評価機関というのが本来成り立ち得るのかというと、これは評価機関としての要件を満たしていないと思うのです。満たしておられるところもあると思うのですけれども。

○厚生労働省（友藤課長） 逆に言いますと、受審のところを今後増やしていくというのが非常に大切だと、私どもは認識をしております。

○市川委員 でも、受審を増やしたとしても、454機関はどう考えても多過ぎますよ。格付け会社だって、世界にこれだけ大きな企業数があって格付け会社は3つ、4つしかないのですから。

○厚生労働省（友藤課長） 多分競争になって、いいところが残って、ですから退出の手続、受けられないところはどんどん退出をしていただくというようなルールも定めて、今後減らしていきたいと思っています。

○市川委員 それは、ルールを定めて減らしていかれるということによろしいですね。

○厚生労働省（友藤課長） はい。

○安念委員 では藤井専門委員。その次に岡委員長、どうぞ。

○藤井専門委員 第三者評価に関しては、2つ問題があるのだと思うのです。今、とにかく受審件数が伸びないという問題、ただ、これは自治体によっては強いインセンティブを働かせて、ほぼ全部受けさせているところもあります。ですから、インセンティブの問題なのだろうと思うのです。

2番目の問題は、そのインセンティブを課して第三者評価を受審させている自治体でうまくいっているかということ、どうもそうではない。第三者評価機関にも問題があるのではないかということになります。

今、厚生労働省がおっしゃったように、競争選択という議論になるわけですが、残念ながら現実的にいい機関がより多くやっているというふうには見えません。より義務

化すればするほど甘いところをお願いします。現にかなり強いインセンティブを働かせている自治体では、甘いところはどこですかと、私は事業者の経営者に聞かれたことがあります。

それで、先ほど来議論がありますが、日本医療機能評価機構というのは、全国で一本の認定機関を作ったということですから、選択とか競争とか、そういう話を抜きにやられたやり方ですね。

少なくとも今のやり方でもって評価機関あるいは評価員を養成してもらう方法をやっていて、第三者評価を普及させたとしてもあまり効果がないのではないかと思われる人が多いと思います。ですから、そのあたりの第三者評価の在り方そのものも見直しつつ、どう広げるかという論点だと思っております。

以上です。

○安念委員 この点、第三者評価も始まって大分経つわけですがけれども、厚生労働省として、何か大幅にレビューをなされるとか、そういう御予定はありますか。

○厚生労働省（友藤課長） これは昨年度見直しをして、先ほど申し上げたとおり、受審をしていないところについては退出をしていただくというようなお話をさせていただいたり、基準もよりしっかり見て改定していきましょうという形での取りまとめをしていただいたりしましたので、それに基づいて改善を図っているというところです。

○安念委員 ありがとうございます。

岡委員長、どうぞ。

○岡委員長 何で受審がこんなに少ないのかという疑問があったのですが、今の藤井専門委員と厚生労働省のやりとりを聞いていて少し分かってきました。

先ほど来申し上げている、財務諸表作成と会計監査の義務化の目的は、サービスの質の向上のための支援ということですから、私の感覚でいきますと、そんなものだったら、法人の方からどんどん評価してもらって、どんどんサービスの質を向上していこうというふうになぜならないのでしょうか。そういう制度にしていけば、おのずから受審件数は増えていくのではないのかなという気がしてならないのです。そうならないということは、第三者評価機関がまだ質の向上にそれほど貢献するような活動ができていないのか、あるいは法人の経営者がそんな評価を受けなくても自分たちだけで十分質の向上はできているのか。はたまた評価機関に診られたらボロが出てしまうと心配しているのか、よく分かりません。しかし、いずれにしろ、目的はサービスの質の向上なので、この評価機関を充実することによって、多くの法人が是非評価してほしいというような状態に近づけていただきたいと思います。先ほど、厚生労働省の昨年来のお話がありましたので、そちらに向かって努力されているのだなということは少し分かりました。そんなところです。

○安念委員 ありがとうございます。

廣江理事長、どうぞ。

○廣江理事長 岡委員長のおっしゃるとおりでございまして、私どもの法人ではずっとやっています。サーベイヤーの機関をどうやって選ぶか、一番日本で信頼できる場所を選んでいきます。それで、例えば特別養護老人ホームなら特別養護老人ホーム、何か所もありますから、すべての特別養護老人ホームを全部ちゃんと前もって第三者評価の項目をペーパーを作ってチェックするのです。みんなで寄って、私たちはこうだと見せ合って、うちはこういう欠点がある、こういう長所があるということを共有します。それから第三者評価を受けます。ですから1か所しか受審をしなくても、みんなと一緒に、どこも全部受けたのと同じ効果を得られるわけです。一気に7つなら7つと一緒に受けられるから、100万円掛かっても200万円掛かっても割安になるわけです。それを同じ業態のところ、介護老人保健施設なら介護老人保健施設、デイサービスならデイサービスという業態ごとに受けるわけです。

そうして第三者評価をずっと受けています。全体を評価して、最終的には全部市民に公開しています。利用者にも市民にも家族にも公開して、それをホームページに載せています。載せたら手形を切ったのと同じなのです。改善の指摘があった点は、来年までにちゃんと改善してきちんとするという約束手形を出したようなものなので、そういうような形でやるとものすごく効果がある。それがないと困るのです。

ですけれども、そういう厳しいところは受けたがらない法人が多いというのが、先ほど藤井専門委員がおっしゃったような状況です。とにかくそのような社会福祉法人の経営者のマインドというのが、はっきり言って低すぎます。本気で改善していかなければいけませんので、どんどんしかってやっていただきたいと思います。

○安念委員 市川委員、どうぞ。

○市川委員 実は、今の話をずっと聞いていて大変怖い話だなと思ったのですが、介護サービス施設事業調査という調査を厚生労働省がしておられまして、これを見ると、いわゆる介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの社会福祉法人の稼働率98.3%ということとは非常に高い、つまりこれはサービスの売り手市場になっているのですね。

そうすると、先ほど松山専門委員のお話の中にも待機者がかなり多いというお話がありましたけれども、これは売り手市場になっているので、むしろ質的ではなくて、キャパシティのところ需要が来てしまう構造になっているので、やはり誰かが見てあげないと、大変怖いことが起こるリスクがある、構造的な仕組を抱えているのだと思います。

その意味では、それが第三者評価機関なのか何なのか、そこは議論があるところだと思いますけれども、ただ、やはり外部がサービスの質及び財務体質も含めて見る仕組みを作らないと、今の売り手市場の中では、大変極端な話をすれば、悪い見方をすれば、劣悪な事業者が生き残ってしまうという構造になっていると、そのところを是非原点として考えていただきたいと思います。

○安念委員 どうもありがとうございます。

この論点については、私も若干の経験があるので申し上げますが、この手のものは、と

にかく売り手市場では働かないのです。そもそもサービスを向上させるインセンティブは何もないのです。黙っていたって客が来るのですから。ウェイティングリストはとても長い、それは市川委員のおっしゃるとおりでございます。また、後ほど総括いたしましょう。

次に社会福祉法人と一般の法人、株式会社とのイコールフットィングの問題でございます。

これは、先ほど、どなたかの御指摘がありましたように、完全にイコールにしろという人は誰もいないのでしょうか。公共的な使命を果たしているのであれば、それに対して何らかの特権というカリワードがあるのは、当たり前ですということだろうと、多分それはどなたも同じ前提だろうと思いますので、そのような前提の上に立って、なおイコールフットィングはどういうふうにあるべきかということについて御議論いただければ幸いです。いかがでしょうか。

藤井専門委員、どうぞ。

○藤井専門委員 ノンプロフィットとプロフィットの差というのは、世界中どこでもある。ノンプロフィットに関しての優遇措置は世界中大体あるということで、その優遇措置がどうあるべきかという議論はあるのですが、まず、どういうところが参入できるのかという問題。それから、優遇されるに足るチェックがどうなされているか。2つあると思います。

今の社会福祉法人は、まず財産をしっかり持っていないといけないことが条件になっています。これは、もともと福祉に公的なお金が入らなかった時代に安定的にやっていたくということが非常に重要で、あなたはお金持っていますね、「福祉家」との意思がありますねというチェックが重要だったと思うのですが、今、お金を持っていますということがノンプロフィットとして真面目にやる要件としてはあまりそぐわない。

むしろ、「新しい公共」のところで議論がありましたけれども、例えばNPOとか、あるいは株式会社でもいいかもしれませんが、自分たちはノンプロフィットでやりたい、そういう部分を十分これまでやってきた、そういう実績をもとに認めていくという参入の在り方がないと、今の社会福祉法人の参入の在り方は全く経験がないけれどもお金だけありますという方が社会福祉法人を設立できるようになっている。これを改める必要があるのではないかということが1点です。

それから、事後のチェックです。ノンプロフィットに足り得ることをやっているかということは、日本では利益を配当しない、持ち分がないということが条件になっているわけですが、アメリカのFSBの基準書に基づきますと、大体3つくらい、1つ目は配当持ち分の話を言っておりますが、このポイントは、外に営利的なものに持ち出さないということが重要でありまして、先ほど松山専門委員が言いましたようなホールディング的なものはアメリカでも認めておりますので、やはりこれから規模を大きくしてということがしやすいような、ある程度ホールディング的なものは認めていくにせよ、配当と言われるものだけではなく、逆に一方では、そこに例えば掃除業者が入っている、給食業者が入っ

ている、そこからお金を抜くなんていうことが今あるようすけれども、そうしたことがないということをチェックしなければいけない。これが1点目です。

2点目は、ノンプロフィットというのは対価を期待しないで提供されているものがある。これは何かと言うと、例えばボランティアが積極的に入ってきてくれる、寄附がある、これが条件になっております。ボランティアが入ってくるというのは、それだけ地域の方の目が入るということから、現に社会福祉法人でボランティアを入れるのを嫌がるところに聞きますと、いろいろうるさく言われるから嫌だというふうにおっしゃるわけですが、いろいろうるさく言われるということを引き受けてこそノンプロフィットだということだと思いますので、ここの部分ですね。こうほうえんの廣江理事長のところにはボランティアを何人受け入れているかという数字が出ておりますけれども、この数字がぱっと出ないところが多いです。

3点目は、利益を得てサービスを提供する以外の目的を持つ。利益を得てサービスを提供するという部分は、先ほどお話がありましたように、これは営利、非営利は関係ないと思います。それ以外のことについて、ちゃんと地域住民にどういった形でお金を使っているのかといったようなことです。特に制度の中でのビジネスですから、制度にならないと、なかなか利用者から対価をもらってということができませんので、例えば新しいサービスを作っていくとか、今、制度にないサービスをやっていくということは非営利の役割でしょうし、そういったものがきちんとやられているかどうかということをチェックする。ですから、変な形でお金が外に出ていないかどうかのチェックと、対価を得ていないボランティアとか寄附みたいなのがうまくやられているかのチェックと、それから、利益を得たものを違うことに使わず、きちんとノンプロフィットの目的として使っているか、大体そういったものがFSBで言われていますので、これだけではないかもしれませんが、こういったものをきちんと、第三者評価機関でも何でもいいかもしれませんが、チェックをした上で、できていないというところはしっかり税金をいただきましょうというところが、やはり本筋になってくるのではないかと思います。

○安念委員 いかがですか、久野代表取締役、何かおっしゃりたいでしょう。

○久野代表取締役 先ほど来、私も申し上げているとおり、2000年を境に社会福祉法人がおやりになっている介護事業と同等のものは、営利法人、株式会社、有限会社、それから極端なことを言うと宗教法人まで全部できるようになっているわけです。

そこで、ここから私自身も違いが分からないのです。いろいろな形で行政の指導を受けて、また、毎期決算になるとしっかり決算書を出させていただいて、利益が出れば、そこから法人税等の納税、建物については固定資産税等も全部納税して、当然のごとく事業をするには借り入れで賄っておりますので、借り入れの元本を償還して利息も払ってお金を残している。これはできて当たり前なのです。

ところが、全国の社会福祉法人の事例を見ていると、なかなか経営環境が苦しいということで利益も出なくて赤字になっているところも多いと聞くのです。これは、そもそも経

営的センス、先ほど出ましたけれども、お金はあるけれども経験がない、こういう方に業界に参入させていいのですかという議論は何で無いのですかね。私たちは非常に怖いです。やはり介護業界を知っている方が施設を開設して、本当に介護をするのであれば、安心して利用者もついの住み家としてお住まいになれるのではないかと思います。

そして、先ほど来、内部留保についていろいろな話が出ました。これは、例えば一般人の感覚ですと、土地を持って建物を所有していれば、毎年固定資産税と都市計画税をお支払いする。そして、その代の方がお亡くなりになった場合には、相続税をお支払いできた場合は、継続して資産を保有することができる。この感覚が一般的なのです。

ところが、社会福祉法人は、土地、建物を持っていても何も支払らわない、それから相続も発生しない、だけれどもお金が貯まっていく、これを不思議に思わないはずがないですね。

では、せめて内部留保を続けるのであれば、先ほど透明性というふうに出たのであれば、透明性を確保しているということがちゃんと証明されたところについては内部留保を継続していいですよ。透明性が確保できないところについては内部留保をするための税金を払いましょうというふうにしたら、自然に税金を払いたくないから、内部留保をするための理由、ちゃんと財務諸表を添付して出す、こういう方式になるのではないかと思います。やはり少しでも節税意識というのが出れば、経営効率も考えて、経営効率を考えないで、税金が何も掛からないから、先ほどどなたかおっしゃっていましたが、いろいろな事業体を迂回させてお金を抜くという、そういう非常識な考えもまかり通っている。一部の報告ですよ、それは全部とは言いませんけれども、そういうものもちゃんと抽出しながら健全な体制であると分かったところは、従来どおり内部留保を進めてくださいとする。

ただし、先ほど松山専門委員がおっしゃられた、全体の内部留保のうちの20%を社会に還元して、そうすることによって地域社会から我が国が少し経済的にも救われるのであれば、そういう方向性も考えるべきではないかなと思います。

自然に我々一個人、民間人として考えれば当たり前のことが当たり前のようになされていない社会福祉法人の在り方そのものを、もう一回見つめ直すべきではないかと思います。

以上です。

○安念委員 では、廣江理事長、どうぞ。

○廣江理事長 今、おっしゃったことに若干反論させていただきます。

まず、先ほどの16ページ、ここについて大変大きな金額が整備できるとおっしゃったのですけれども、この65万人には療養型待機者が入っているのですけれども、療養型待機者というのは、私は在宅介護に移行するべきものであって、その受け皿として医療型の介護老人保健施設もできましたし、そういうところで受けていくべきと思います。また、特別養護老人ホームが42万人となっていますが、今は本当の待機者は42万人もいない。在宅で介護している人で、なおかつ要介護度4、5の人を中心にとすると、本当に必要な人は、

我々の調査では8万人くらい。それから、ある大学の先生に言わせると、6万人から7万人くらいが必要だ、さらに地域差があり、地方についてはもう必要ない、大都市、東京とか大阪とか、その周辺が非常にこれから必要なのだと。そこを重点的にやらなければいけない。

特定施設と特別養護老人ホームとの差の問題、3万600円の差があるとおっしゃいましたけれども、例えば特定施設、介護付きをとれば、3対1が基準なのです。我々は3対1が基準だけでも、今もらった費用で1.5対1とか1.6対1で私達は行っているわけです。ほとんどのところが、ユニットケアという10人くらいをひとまとめにした形でやっている個室ユニットというのは、普通にまともにやっているところは大体2対1を切っています。それで、特定施設の場合は、2.5:1以上の配置があれば加算がとれるのです。2対1にしましても、多分6万円から8万円くらい費用徴収になっていると思うのです。そのコストを入れますと、とてもじゃないけれども低所得の方は入れません。低所得の補足給付という特別養護老人ホーム独特の居住費だとか食費の減免制度があり、それを受けている人が地方では8割から9割、都会でも8割くらいいます。

そうすると、その人たちは特別養護老人ホームでないと入れないのです。ですから、この議論は非常に暴論であって、確かにここの数字だけ見れば安価ですが、そこにもう一つサービスの質を追求したとき、もう一つは、我々は日用品とかおしめだとか洗濯とか全部この中に含まれますが、有料老人ホーム系のところは、その一つ一つが全部追加費用になってきます。ですから、とてもじゃないけれども、入所できなくなるので、これはなかなか難しいかなと思うのです。この点を、もうちょっと理解していただかなければならない。

特別養護老人ホームは、なぜ社会福祉法人でないといけないかと言いますと、1つは財産権の問題があります。私達の施設は基本財産として持っていますから、こういう財産を売ることもできませんし、もちろん撤退は出来ない仕組みです。

また、低所得者への減免などもしなければいけません。それが株式会社に向いているシステムかどうかということをもお考えになった上での議論が必要ではないかと思えます。

イコールフットィングにつきましても、いわゆるグループホームだとか、小規模多機能型居宅介護事業とか、サービス付き高齢者住宅もそうですけれども、社会福祉法人であろうが、企業であろうが、NPOであろうが、同じ補助金はつきます。ですから、特別養護老人ホームだけは他法人ではできないけれども、そこには幾らかの補助が残っているというだけの話であり、補助についてはかなりイコールフットィングされています。

グループホームであろうが、小規模多機能型居宅介護事業であろうが、何であろうが社会福祉法人が行うことで残ったお金については、今、おっしゃる税金に該当するような部分を社会貢献、地域貢献にどんどん出していかなければいけない。例えば私のところと言いますと、特定施設はまったく人員加算をもらっていません。2対1以上やっていますけれども、一銭ももらっていません。それだけで1億円くらいになります。そうしないと、

地域の人が入れないのですね。サービスを利用できない。そういうことを我々は行っているということも是非御理解いただきたいと思います。

○安念委員 個別法人は、いろいろな御事情があって、大体こういうところに来ていただくのは立派な方です。本当は不立派な方に来ていただいてこそ意味があるのですけれども、そういう人はあまり来てはくれませんか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 今、専門委員の方と事業者の方のお話を聞いていて、やはりイコールフットィングということに関して言うと、社会福祉法人の在り方の問題というところで、今ちょっと気になったのは、指導監査において社会福祉法人の取引、自己取引とか関連者取引、つまり理事長が実際にコントロールしている会社との取引があるかとか、そういうことのチェックはされているのでしょうか。もし、されていなければ、それは是非指導監査の中に必須項目として入れていただく必要があると思います。

○安念委員 いかがですか。

○厚生労働省（川島監査官） その部分については、重点的に見えています。

○安念委員 いや、見えていますというのは、もし、自己取引があったらどうなるのですか。

○厚生労働省（川島監査官） そこには指導が入って改善を求めます。改善命令を出して、それに従わなければ、またさらに次の措置があるという形になります。

○安念委員 しかし、それは会社法に比べると随分甘いですね。

○市川委員 それで社会福祉法人の認可取り消しになったところというのはあるのですか。ちなみに、具体的な数で、そういった取引関係が指摘されたケースというのは、これは47都道府県ないしは政令市、それから中核市がやっておられることもあると思うので、把握されていないのかもしれませんが、そういったデータというのは、今、さらに指導が厳しくなりますとおっしゃっていましたが、最終形として、それがどういう形になったのか、具体的な例とか、数字とかというのはあるのですか。

○厚生労働省（川島監査官） そこまで一つ一つは把握していません。

○厚生労働省（友藤課長） 通例であれば、これは常識の範囲ですけれども、そういう指導を受ければ当然やめられるというのが常識的な範囲かなと思います。

あと1点でございますが、イコールフットィング論の話がございませけれども、最初に申し上げたとおり、施設関係で、特別養護老人ホームなどは要介護者の方が施設の中に四六時中入られて、空間的にも時間的にも外部と隔離されるような状況になりますので、ある一定以上の質を保たないと、虐待だとか、いろいろな問題が発生するということがございますので、そういった意味で、かなり厳しい規制をかけさせていただいているというところがございます。

もし、イコールフットィング論で、そういった減免だとか、そういうのをやめられると、なかなか安定的に経営ができないということが出てまいりますので、やはり最終的には要介護者の方の居場所づくりと言いますか、そういった人権にも関わってくる問題でござい

ますので、そういった意味で、今のおり、こういった措置が必要なのではないかと私どもは考えているところでございます。

いろいろ社会的貢献をすべきではないとか、それはしていただくように私どもも指導していきたいと思っておりますが、それがなければ認めないというのは、なかなか厳しいのなかと思います。

○安念委員 そうかな、まあいいです。

久野代表取締役、どうぞ。

○久野代表取締役 イコールフットィングというところを前提に考えますと、実は私どもも社会福祉法人を開設しまして、特別養護老人ホームを来年の4月から開設する予定で、いろいろな指導を受けて現在に至っているのですが、民間の施設運営の感覚と、それから社会福祉法人の施設運営の感覚は、基本的なスタンスが違うのと、施設の作り方がまず違う。

もう一つ言えるのは、経営的な面での資力が非常に欠けているというところなんです。経営面で考えた場合には、必然的に、例えば個別のユニットで1ユニット10人、それで1フロア、2ユニットで20人というような考え方をするのですが、実際、効率を考えると、1フロア20人でユニットに区切らないほうがいいこともあるんです。

例えばですけれども、ユニット単位で考えると、各論に入りますけれども、大体人員の基準からすると60人くらい入れないと足りないところが、実際20人くらい1フロアでやった場合には、非常に効率がいい。

それとプラス補助金を入れるがために、実際、社会福祉法人では過剰な行政指導によって、民間が建てれば1,000坪で足りるのに、実際補助金が入るから、もうちょっとゆとりの空間をとということで、2割も3割も広い面積になってしまうのです。開発するコストが2割も3割も高くなったら、補助金を1室につき3割分もらっても相殺してなくなってしまいます。結局、非常に効率の悪い指導をして、それは補助金が入っているからですよというのであれば、最初から補助金をもらわないほうが、私どもはありがたいのです。

やはり民間の経営的バランスをもって経営をする、先ほどやはり財務諸表が全く複式簿記でされていないこと自体が非常にびっくりする。それと、第三者評価については民間の施設の場合、何年も前から私どもは自然に全て受けていますね。社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームについてもやっているところもおありになると思うけれども、義務化になっていなかったというところが非常に矛盾しているなと思います。

ですので、イコールフットィングのためには、経営的バランス感覚をもうちょっと見るということ、厚生労働省として、その辺はどうなのですか。

○厚生労働省（友藤課長） ですから、経営的な側面、ガバナンスを強化してくださいという形で情報公開についても徐々に進めておりますし、評価制度についても改善を図っている。いきなり次の日からこういう制度と言うと、なかなか皆様、先ほどありましたけれども、一法人一施設と、小規模なところも結構多くございますので、すぐにはがらっと制度

を変えていくのはなかなか難しい面もございますので、私どもとしては、適時適切に指導をしながら改善を図っていききたいということでございます。

○安念委員 藤井専門委員、それから翁委員、どうぞ。

○藤井専門委員 今、厚生労働省がおっしゃった特別養護老人ホームというのは人権をきちんと守るところなので、社会福祉法人にしかできない、それ以外の非営利性をチェックするのは難しいのではないかというお話だったと思うのですけれども、ちょっと違ったら御指摘いただきたいのですが、それは、私は違っていると思います。サービスの中身とか質に関して言うと、プロフィットもノンプロフィットも関係ないものでなければいけませんし、現に介護付き有料老人ホームでやっておられることは特別養護老人ホームとは違わないと思います。

1点違うとすれば、御家族の虐待等で措置的なもので来た方をどう扱うかというものに関してどちらがやるかという話はあるかもしれませんが。それ以外の部分でサービスの差があって、特別養護老人ホームのほうが質が高い、そして、そのために監査がやれているとは思えません。例えば、身体拘束はやめましょうということになっておりますけれども、特別養護老人ホームでも身体拘束をやっているところはたくさんあります。それをやめるような監査指導が行政の方にできているとはあまり思えないです。

したがって、私はサービスの質がいいので社会福祉法人は非課税ですという論理は成り立っていないと思います。これは、国際的にも見て、ノンプロフィットの方が質がいいから優遇措置があるのだということは成り立っていませんし、それを根拠にするというのは成り立たないので、やはり社会福祉法人とすればノンプロフィットらしさというものをどこかに決めなければいけないのではないかと。

これまでの法制度で言うと、課長から御説明があったように、第一種社会福祉事業というのは、施設の中に入れて何があるか分からないので、これは社会福祉法人だという、そういう法制度で来たのだと思うのです。それが多分説得力を持たなくなってきているのでイコールフットィング論というのが出てきているのだと思うのです。その点、いかがでしょうか、私に誤解があれば、その点の指摘も併せてお願いします。

○厚生労働省（友藤課長） 民間と同じかどうか、藤井専門委員は、そういうふうにお考えになるのだと思うのですが、民間でも変わらないと。やはり社会福祉法人が民間とはなぜ違うかと申しますと、配当しないのです。民間企業では、先ほどあったとおり、1,000坪あればできるのに何で2割まで広げなければいけないのですかと、そういう経営のコストを考えられて利潤を追求していくというのが、営利企業としては当然のことだと思っています。

そういった営利の部分がどうしても入ってきますので、どうしてもそういった形で人権侵害があるとは言いませんけれども、そういった点でいろいろな不安を抱えるというところもあろうかと思えます。

そういったことで、一応、社会福祉法人についてはいろいろな手厚い制度ができてい

と私どもは考えております。

○安念委員 この議論はナンセンスですよ。というのは、株主に配当するのと社債や銀行借り入れの利子を払うのと同じことなのでして、それは資金調達の手だてが違うだけのことなのです。ですから、配当しているから当然によくなるとか悪くなるとかいう議論はナンセンスです。それは、失礼だが、厚生労働省もナンセンスだということは十分お分かりの上でおっしゃっていると私は思う。それは政治的におっしゃっている。だって、それが分からなければ、悪いけれどもそれは何ですかということになりますよ。だから、この議論はしなくてもいいです。しなくても言うか、こんなこと自明なのだから。

翁委員、何かありますか。どうぞ。

○翁委員 1つ違う観点から申し上げたいのですけれども、事業の継続性ということ、かなり社会福祉法人と関連付けて話されておられるのですけれども、基本的には、機能が維持されるということが非常に重要なのであって、主体自体が永続的にあるということよりも、むしろ機能を維持するということに重点を置いた施策をやっていく必要があるということだと思います。

その意味では、退出のルールとかをきちんと機能が維持されるように整備しておくということが、新規参入者をどう考えていくかという議論にもつながっていくわけで、それは、今、市川委員が最初に、解散はどうなっているのですかということについて質問されたことにループで戻ってくるのですけれども、そういったことをきちんと整備されて、入っておられる方、利用されている方が極力そのまま機能を享受できるような形でルールを整備していただくということが非常に重要になってくるのではないかと思います。

○安念委員 では、市川委員。その次に佐久間委員、どうぞ。

○市川委員 事業の継続性、まさに今おっしゃったとおりでと思うのですけれども、そもそも事業の継続性という割に、では、解散された社会福祉法人がどれだけあるのですかと言うと、数が出てこないですね。データがないのに、なぜ社会福祉法人であれば事業の継続性がある、営利法人であれば事業の継続性がないのかというところ、何をもってしてそうおっしゃっているのかというところがよく分からないのです。

具体的にこの数字ですというのを見せられて、だから社会福祉法人でやる必要があるのだということであれば、まだ話は別なのですから、そういう説明は一切ないですね。数字は何を聞いてもほとんど答えられない。ここが、やはり厚生労働行政の最大の問題だと思うのです。

これはあまり言いたくなかったのですけれども、去年の提言型政策仕分けのときに、当時の小宮山厚生労働大臣に、データを持って議論ができるようにデータの整備をしてくださいねというお願いをしまして、大臣から分かりました、それはやりましょうということだったのですが、残念ながら1年経っても、まだ今日の議論でも全くデータが出てこない。でも、データが出てこないのだけれども、観念論で社会福祉法人の方が継続性があるとおっしゃる。そこを正していただかないと、まともに同じ土俵の上で議論ができないのです

ね。

○安念委員 すみません、これは私も、こんな議論を幾らしても全く話にならないので、厚生労働省にお願いします。できるだけ早急に、少なくとも解散あるいは退出、どう定義してもいいけれども、解散もしくは清算した社会福祉法人が、例えばこの10年間にどれだけあるのか、都道府県からデータをもらってきてください。そうでなければ、何の議論をしても全く意味がない。これは早急をお願いいたします。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 私は、先ほどの論点に立ち返るのですけれども、社会福祉法人において自己取引等々あった場合に、それを指摘してやめてもらう、これで終わるとというのが、まさにイコールフットイングができていない。民間で同じ事業をやっていて、もしそういうことがあれば、無過失でその損害があれば、その決定をした理事長なり理事は、その損害を賠償しなければいけない。そのために、場合によっては株主から代表訴訟を受ける、こういうことですから、先ほどの例で、もし損害があれば、それは理事なり理事長が、その社会福祉法人に対して損害を補償するということまでやらないと、まさにイコールになっていない。これはまさに国民の税金を使っているところに対してそういう監視をするというのが、まさにこの指導監査だということだと思っています。

そういう例があったのかと聞くと、多分分からないのかもしれないのですが。

○安念委員 ありがとうございます。さすがですね、代表訴訟を受け得るお立場の方は。それはそのとおりです。代表訴訟というのは、そんなに勝訴できるものではないけれども、やはり取締役になると怖いですね。その緊張感があるのは、私は確かだと思うから、別に社会福祉法人について、株主はいないのだから株主代表訴訟を作れとは言わないけれども、何かそれに代わるような緊張感を持ってもらう制度というのは、やはり必要でしょうね。イコールフットイングで参入をイコールにしよう、補助金をイコールにしようというだけではないと思うのです。やはり、いろいろなインフラのような、さっきからずっと議論になっている、例えば情報公開を同じにしてくれとか、そういうことがあって当然のことだろうと思います。

岡委員長、どうぞ。

○岡委員長 このイコールフットイングというテーマについて教えていただきたいのですが、介護事業を社会福祉法人がやる、あるいはやってもらう背景には、これはなかなか大変な事業だ、そんなに儲かる話でもないよという形で、国のニーズとして介護事業をしっかり充実させなければいけないので補助金をつけるとか、優遇税制を適用するとか、そういう時代背景があったのではないかと想像します。もし、違ったら指摘してほしいのですが、ただ、その後の世の中の変化とともに、売り手市場だとか、あるいは実態は十分把握できていないけれども内部留保も大分できているということになってきますと、10年前か20年前ぐらいから分かりませんが、介護事業を取り巻く環境も変わってきたのかなど。ですから、イコールフットイングとは、民間企業にも同様な優遇税制だとか補助金

だとかをつけるという見方をしてしまったのですが、そうではなくて、民間はそれでやっておられるので、社会福祉法人に対する優遇性を徐々に減らしていく、例えば補助金を少し減らしていく、税金の対象も、例えば固定資産のうち土地はいいけれども建物は駄目だとか、だんだん減らすことによってイコルフットィングにするという考え方はあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○厚生労働省（友藤課長） 現状としては、基本的に施設の関係で民間法人は入っていません。ただ、施設を別途建てられて、在宅という形でサービスを提供するという形で、それが同じではないかという御発想だと思うのですが、施設型で民間法人が入られているところはないということです。

施設の中で、何度も繰り返しになりますけれども、結局、高齢者の方のついの住みかになるということで、空間的、時間的にも永続的にも人権侵害にならないように、継続的、安定的に提供していく必要があるという観点からすれば、そこはある程度の配慮が必要でしょうということではございます。

特に社会福祉法人については、内部留保が多いという御指摘もありますけれども、それは施設の更新のために必要な部分も多分あるだろうし、全部が全て裕福な法人ではないというのも事実でございます。ですから、先ほどから申し上げているとおり、一法人一施設というところも多々あって、結構零細のところも多いというのも事実でございますので、そういったところについてイコルフットィング論で税制優遇措置を外すというのは、ちょっといかがなものかなというのが私どもの立場でございます。

○岡委員長 先ほどの規模論的な話になるのですが、今、課長がおっしゃられたような一法人一施設のところは引き続きそれなりの優遇措置をするけれども、ある一定規模以上のところは優遇措置を少しずつ減らしていく、そういう制度にすることは可能だと思います。

○厚生労働省（友藤課長） ただ、先ほど申し上げた居場所づくりになるというところが一番大きいところですので、結局、税制だとか補助金を入れてなるべく安定的、継続的にできるようにしていくという必要があって、そうした仕組みを作っているということからすれば、一法人一施設だから零細が多いというのは補助的な理由で、あくまでも一番大きいのは、ついの住みかになるということですので、そういったこともあるので、なかなか外していくのは難しいでしょう。

ただ、御指摘のとおり、公益事業をもう少しやっていく必要があるのではないかというのは、私どももそういう認識でございますので、社会福祉法人に対してはそういったことで指導していきたいと思っておりますし、また、経営の透明化が図れていないではないか、今、ガバナンスの問題も非常に重要だと。会計基準についても徐々に変わってきましたので、私どもとしては、今年度から統一的に見られるように改善して、ようやく下地が整ってきたのかなと。

そういったことで、徐々にではございますけれども、社会福祉法人の透明化にも十分努めていきたいということではございます。

○安念委員 では、あと三人程度、大室委員長代理、お願いします。

○大室委員長代理 では簡単に。

先ほどからの透明性の問題について、結構小さなところがあるので難しいという話が随分出ております。基本的には、国のお金が入っているわけですから、どんな小さいところであろうとも、透明性を高くするのが当たり前の話だと、そういう認識をしております。1つは、先ほど土屋専門委員から、厚生労働省の中では複式簿記の問題、それから調査にしても、指導にしてもなかなかできにくいという話があったわけですが、これこそ民間の第三者をもっと活用したらどうなのでしょう。そうすることによって小さいところにはお金がかかるかもしれませんが、先ほどの社会福祉法人の連合体の中で負担すればいいわけです。そういう、透明性の高い経営というのを外から見るということを是非やってほしいなど。

要するに、労力が掛かると言っても中で全部しているからなかなかできないわけで、外部機関を使ってすればそんなに難しい話ではないと思うのです。

もう一点は、特別養護老人ホームに関してですが、社会福祉法人というのは、それを直接行政が見ているから正しいのだ、悪いことはしないのだ、民間は利益を追求するためには悪いこともするのだ、というような意識が何となく感じられるのです。決してそういう話ではなくて、やはりさっき翁委員が言ったような、機能をよく把握していくようなやり方をとっていけば、この施設、この行政をどういうふう継続していくかという視点をもっと持つことができ、もっと民間を活用する機会も出てくる。そうすることによって解決の方向性が出てくるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○厚生労働省（友藤課長） 1つは、透明性について、私どもの力不足で外の力を活用したらというお話がございますけれども、それは確かに財源があれば、こうほうえんの廣江理事長のようにお金を出すよという方が皆様そろってれば、確かにそういうことも十分可能だと思いますけれども、義務付けするには、かなり法人の権利を侵害する、法律になるのかあるいは行政通知でできるのか、いろいろあると思いますけれども、一定の何らかのものがないとできないだろうと。

○大室委員長代理 どんなに小さくても税金でしょう。公的な資金が入っているわけですね。

○厚生労働省（友藤課長） 税金ですけれども、施設の運営のためにお支払いしているものでございますので。

○大室委員長代理 それがどう使われているかというのは、調べるのは当たり前ではないでしょうか。

○厚生労働省（友藤課長） そういうことで皆様御理解いただければできるかと思っておりますけれども。

○大室委員長代理 御理解いただかなくても。

○厚生労働省（友藤課長） そういったことがございます。透明化を図っていくというこ

とで、私どもは、指導は引き続きやっていきたいということでございます。

もう一つは何でしたでしょうか。

○安念委員 要するに、外部の監査法人を使えばいいじゃないか、それだけの話ですよ。

○厚生労働省（友藤課長） それは、そういった難しい点はあるかと思imasので、どういことができるのか。

○安念委員 私は、難しいことはないと思imasけれども、市川委員、どうぞ。

○市川委員 社会福祉法人の場合、零細が多いという御指摘だったのですけれども、それは何に基づいてそういうふうにおっしゃっておられるのですかね。

○厚生労働省（友藤課長） 一法人一施設というのは結構多くございまして、これは全国社会福祉施設経営者協議会がまとめた調査をもとに。

○市川委員 また全国社会福祉施設経営者協議会ですね、業界団体。ただ、厚生労働省が作られている、先ほどの介護サービス等の統計を見ていると、認知症対応型共同生活介護、つまりグループホームですね。グループホームのケースは 93.1%が 1 人から 19 人の介護を、これを介護と言っていいのかあれなのですけれども、介護として対応されていて、これは民間ですね。むしろ、社会福祉法人の方の最大のボリュームゾーンというのは、50 人から 59 人というところであって、むしろ 1 人から 19 人というところで、平成 22 年のベースで見ると、そこには、そういう社会福祉法人の介護施設というのはいないのです。

つまり、データから見る限りにおいては、私の認識が間違っていなければ、実は民間でやられているところの方が零細は多いという結果になっているので、零細だ、零細だとおっしゃるのであれば、むしろ民間の方のところをどうにかしてあげないと、零細の問題というのは。

○安念委員 これはもう議論してもしょうがないから、要するにどこにボリュームゾーンがあるのか調べてください。

○市川委員 そうなのです。何かおっしゃるのであれば、さっきから繰り返し申し上げていmasけれども、ちゃんとデータに基づいた議論をしてください。

○厚生労働省（友藤課長） これは介護ということですね。いろいろ社会福祉法人はたくさんありますけれども。

○安念委員 いやいや、だから、社会福祉法人について零細だとおっしゃるのなら、何でもいや、例えばよく会社で資本金いくらまでの会社は何パーセントあると、そういう資料が当然出てこないで議論したってしょうがないわけだから、それを調べてくださいという、ごく簡単なことを申し上げている。

廣江理事長、どうぞ。

○廣江理事長 社会福祉法人が経営する入所施設である特別養護老人ホームの定員は 50 人くらいですけれども、デイサービスとかグループホームというのは、経営が行きづまり、経営者が代わっているケースが特に最近多く見られます。地域に大きな問題が起きていmas。ですから、それをきちんと調べないと、ただ、小規模でたくさんあるということは何

だということは。

○市川委員 いやいや、そういう意味で申し上げたのではないのです。

○廣江理事長 撤退が今すごいです。特にグループホームもそうですけれども、デイサービスなどは、3カ月後になったら、ごろごろかわっていますので。

○安念委員 それは、在宅系はそういうのが特に多い。

○廣江理事長 施設系だと、そんなことはないと思います。

○安念委員 久野代表取締役、どうぞ。

○久野代表取締役 どうしてもこの機会を確認したかったことがあるのです。私の改革の提言、18 ページのところでも少しお話ししたのですが、特別養護老人ホーム設置に当たっては、原則、これは補助金を入れないと設置できない性質のものなのではないでしょうか。補助金を入れないものを認めるということによってこの整備を加速させるということにはできないのでしょうか。この質問が1つ。

あともう1つだけ。この特別養護老人ホームを取得するに当たって、一般のアパート、マンションは土地のオーナーがついているわけですね。土地のオーナーに土地と建物を提供していただいて、事業者がそれを一括で借り上げる方式というのがあるのです。現実には、そういう方式で社会福祉法人が建物を借り上げて、特別養護老人ホームを運営するということができれば、極端なことを言うと、補助金がなくても運営できるようになるのではないかなど、シンプルな質問です。

○安念委員 今の御質問は、参入を社会福祉法人に仮に限定するとしても、そうはならないのかという御趣旨ですね。分かりました。これは、私は大切な質問だと思います。お答えください。

○厚生労働省（深澤課長） 補助金がなくても、別に特別養護老人ホームを設置することは可能。現にそういう法人もあると思います。

それから、土地あるいは建物の借り上げ、自己所有の要件につきましては、これは社会福祉法人の制度と関係するところなので、なかなかそれがすぐ答えにはなりませんけれども、やはり事業を安定的に継続してもらおうということで、それを営む土地と建物は基本的に自己所有ということにしております。

ただし、特別養護老人ホームにつきましては土地までは要件にしておりません。借り上げでも可としております。

特別養護老人ホームの中でも規模の小さいもの、地域密着型と言っておりますが、定員29人以下でございますが、それについては借りることも可能としておりますので、それらにつきましては、こういう場合にはその要件を緩和していいのではないかという話があれば、そこはまた検討しなければいけない課題だと考えています。

○安念委員 久野代表取締役、どうぞ。

○久野代表取締役 今の話ですと、自己所有の方が安定的な経営になると。これはちょっと矛盾していますね。資本の投下というのは、自己所有ではないほうが資本の投下率は少

ないので、経営効率がいいはずなのです。ですから、そこはちょっとバランスを厚生労働省も見たほうがよろしいのではないのでしょうか。

○安念委員 いかがですか。

○厚生労働省（深澤課長） そこについては、社会福祉法人制度のこれまでの考え方に沿ったお答えをしたものでございますから、社会福祉法人制度について今後どういう議論がなされるかというところにかかってくると思います。これまでの制度を申し上げています。

○安念委員 土地までは借地でもいい、上物は自己所有でなければならぬというのは、法令のどこに書いてあるのですか。

○厚生労働省（友藤課長） これは、通知で定めております。

○安念委員 では、無視すればいいではないですか。だって法令ではないのだから、法令ではないものは拘束力がないのですから、それは当局の希望を言っているだけの話ですよ。

久野代表取締役、どうぞ。

○久野代表取締役 今いいお話が出たので、是非新しい通知として、そういうものも認めますという通知を出すと、ここで言ってほしいですね。お願いします。

○安念委員 経営の観点から見れば、自分の自己所有にするか賃貸にするかを選べるということが一番いいことなのであって、どっちかにしなければならないということを経営の判断ができない役人が決めてどうするのですか。だから、これはもうやめるとおっしゃってくださいよ。当たり前ではないですか。

○厚生労働省（友藤課長） 安定的にやる観点から。

○安念委員 いや、どうしてあなたが安定的だと分かるのですか。

○厚生労働省（友藤課長） そういうことに今までなっています。

○安念委員 いやいや、だから違います。これから変えてくださいと言っているのです。

○厚生労働省（友藤課長） 御要望としては承りましたけれども。

○安念委員 いや、駄目駄目。つまりここで約束してくださいよ。意味ないよ、そんなものの。

○厚生労働省（友藤課長） そう言われましても。

○安念委員 そう言われましてもって、通知ですよ。別に法制局を通さなくてもいいのですよ。ここで約束してくださいよ。そんなくだらないことがどうしてできないのですか、私には信じられない。

経済的には借りても買っても同じなのです。なぜかと言うと、賃料というのは代金を延べ払いしているだけなのです。一時に払うか延べ払いにするだけなのです。どうして片一方だけが経営の安定になるのですか。その理論を教えてください。今までそうだったではなくて、理論を教えてください。

○大室委員長代理 今までは値上がりしたからでしょう。

○安念委員 20年前はそうですよ。だから、今の理屈を教えてくださいよ。理屈があるのでしょうか。無いのなら撤廃してください。

○厚生労働省（友藤課長） また内部で検討させていただきたいと思います。ここで急にそんなことを言われても。

○安念委員 だって理論があるかどうかを私は聞いているのですよ。

○厚生労働省（友藤課長） 今まではそういうことでやっています。

○安念委員 違う。今までそうだったかどうかを聞いているのではないのです。理屈を聞いているのです。一時に払うか延べ払いにするか、なぜ一時に払うほうが経営の安定になるかと聞いているのです。あなた方はそれを検討しないで今までそうしていたのですか。答えてください。

○厚生労働省（深澤課長） そこは経済的な評価と別に、借りたものということであれば所有者から返還を求められる可能性があるということからだと思います。

○安念委員 分かりました。では、銀行から借りたらどうなるか御存じですか。抵当権が付いているのですよ。抵当権が付いている所有権と賃借権とどちらが安全なのですか、あなたにそれが分かりますか。私には分かりません。どうして、あなた方にはそれが分かるのですか。答えてください。私は、なぜ分かるのかを聞いているのです。

○厚生労働省（深澤課長） それは、これまでの私どもの考え方を説明したまででございますので。

○安念委員 違います。考え方は何もおっしゃっていません。今までのプラクティスがそうだったと言っているだけであって、考え方の基礎にある理屈を何もおっしゃっていない。理屈を教えてください。

○厚生労働省（友藤課長） 安定的に、継続的に施設を運営。

○安念委員 なぜ。

○厚生労働省（友藤課長） その方が安定的だからとしか申し上げられないです。

○安念委員 だから、なぜ安定的なのですか。

○厚生労働省（友藤課長） やはり、先ほど話がありましたが、返さなければいけないか。

○安念委員 だから、抵当権がついていたら抵当権が実行されるということを御存じないのですか。銀行でも何でもいいです。他人資本で土地をもし買ったとすれば抵当権がついているわけですよ。抵当権というのは、債務不履行にすれば実行されるのですよ、自分の所有物であっても。同じではないですか。

○厚生労働省（友藤課長） そういうのはなかなか認められないのじゃないでしょうかね。

○安念委員 何が認められないの。

○厚生労働省（友藤課長） そういう設置は。

○安念委員 何の設置。

○厚生労働省（友藤課長） 施設の設置を。

○安念委員 だから、なぜ認めないの。

○厚生労働省（友藤課長） ですから、そこは明確なのはありませんけれども。

○安念委員 無いのでしょうか。

○厚生労働省（友藤課長） ええ。

○安念委員 無いのなら通知を変えてください。

この点は、こんな不真面目な答弁だと、私はとても納得できないな。公の場で、考え方が何にも整理されていない、とにかくこれまでこうでしたと、そんなむちゃくちゃなことがありますか。

○厚生労働省（友藤課長） 逆に言いますと、全然質問項目も、今回どういう形でお話を、論点は今日お示しをいただきましたけれども、事前に論点も示されずに、ここに呼ばれて、現状を御説明しているいろいろやっている中で、この場で急にこの通知はおかしいではないかということで御質問いただいても。

○安念委員 今までも規制改革会議でも私は何回も何回も同じことをやったつもりですよ。それは御存じないのですか、今までの議論の蓄積を。大体、いろいろな場でこんな議論を今まで何回やったと思います。

○厚生労働省（友藤課長） であれば、もう既にお答えは御存じなのではないでしょうか。

○安念委員 いや、違いますよ。一度も答えていただけていないのです。今までこうだったというのしかないのです。理屈を答えていません。

○厚生労働省（友藤課長） それで御納得されていれば、あえて。

○安念委員 御納得するわけじゃないじゃないですか。だから、一度も今まで答えてもらっていないのですよ。

岡委員長どうぞ。

○岡委員長 これ以上、このテーマについて議論しても進展が期待できませんので、今、友藤課長がおっしゃられたように、持ち帰って御検討いただいて、できれば年内くらいに今の通知についてお答えを出していただくということで納めたいと思いますが、よろしいでしょうか。すみません、安念委員、余計なことを言ってしまったけれども。

○安念委員 では、本当に最後。私ばかりしゃべって申し訳ない。

○藤井専門委員 役所の代わりに答えるのは変なのですが、何でそういう仕組みだったかということ、要は社会福祉法人のもともとは個人が寄附するという社会事業で成り立っていたものが、それでは立ち行かないというので補助金をたっぷり出して、一部寄附でやってください。だから、最初に借り入れによる資金調達というものはないという考え方でした。ですから、その時点では土地建物を持っているほうがよかったという考え方だったのです。

これが、イコールフットィング理論等々ございまして、補助金がどんどん減ってきておられます。そうなりますと、まさに資金調達は借入が前提で法人によっても変わりがないということで、今、おっしゃっていた議論になるわけですけれども、さようにもともとあった仕組みからこう変わってきている歴史の中に、どこかをいじると、イコールフットィングのために補助金を減らすと資金調達の話が出てきて、資金調達のことを考えると建物を持たなくていいではないかという玉突きのようなことが起こることがあると思います。

重要なのは、ノンプロフィットの側、社会福祉法人の側もきちんと規制を緩めてあげましょうということ幅広く議論していただく。ですから、そこだけを変えるということは今、強く言われても、他にも影響が出る可能性があるのでは、岡委員長がおっしゃっていたように、早くこれを全部議論していただければいいのだらうと思います。

○安念委員 ありがとうございます。若気の至りではないのですが、老いらくの至りで大変失礼いたしました。

それでは、まずは簡単などころから、どのくらい解散があったかということをお調べいただきたいということです。

それから、財務諸表は既にあるのだから全件公開をいただきたい。

外部監査につきましては、すぐに全部とは言わないものの、少なくとも一定の規模についてはその義務付けをいただきたいということであったと思います。

内部留保につきましては、まず実態を把握していただかなければなりません、さらに、内部留保が一定の水準をもし超えているのであれば社会還元をするようなインセンティブをお考えいただきたいということであったと思います。

それから、第三者評価については、これは既に厚生労働省が御検討ということですが、やはり全国一律の、一様と言いましょか、粒のそろった第三者評価制度が必要であり、それはやはり義務付けと言うのか、基本的には皆様に受けていただくという仕組みが必要ではないかということであったと思います。

イコールフットィングの問題ですが、これは私も今、藤井専門委員のおっしゃったことに全く賛成で、株式会社の方ばかりイコールフットィングにしてくれというのはおかしいのであって、社会福祉法人についてもいろいろな縛りを、必要のない縛りについてはとっていただくという方向でお考えいただけないかということであったと思います。

いろいろニュアンスのある御意見があったので、私は全部正確にまとめているとは申しませんが、一応、現段階でこのようなことについて御検討いただけないかというのが、ここでの会議のほぼ総意であったように思うのですが、これは岡委員長どういたしましょか。それこそまさにすぐ答えてくれと言っても駄目で、私もそれはよく分かっているのですが、どういうふうにいたしましょか。

○岡委員長 先ほど申し上げましたように、厚生労働省の皆様が、健全な社会福祉法人を育てていくのだという前向きな、積極的なお考えに立って、その健全性確保、透明性確保のためにやれるところからやっていくと。例えば財務諸表は全ての法人が作り、一定の基準以上のところについては第三者の会計監査を受けることを義務付けるというようなことは、その法人の質を向上するためにプラスになるわけですから、是非やっていただきたいという思いが非常に強くあります。

どうでしょう、友藤課長、今、安念委員にまとめていただいたことについて御検討いただいて、いつごろまでに、私は年内と言いたいものだけれども、いろいろ御事情があるでしょうけれども、いつごろまでに御見解、あるいは一部は回答になるかもしれないですけれ

ども、いただけるでしょうか。

○厚生労働省（友藤課長） できるだけ早めに。

○岡委員長 それでは、できるだけ早く、ということをお願いします。私の期待は年内ですけれども、できるだけ早くお願いする、ということにしたいと思います。

○安念委員 安定運営でもってくれというのはやめてくださいね。では、私どもはホープフリー以内に御検討いただいて方向性を出していただけるとありがたいと、私どもの取りまとめは、そういうことでよろしゅうございますかね。

どうもありがとうございます。

では、岡委員長。

○岡委員長 皆様、長時間ありがとうございました。ちょっと激しいやりとりもありましたけれども、先ほど私が申し上げたような思いから皆様言うておりますので、厚生労働省の皆様には是非御理解いただいた上で、前向きに対応していただきたいと思います。

本当に今日はありがとうございました。

○小村参事官 最後に事務局から。

本日は、2日目でございますけれども、3日目の明日が最終日となります。明日は、10時半から12時の時間で農林漁業分野についての議論を、14時から16時半の時間でライフ分野、医療について、これは再生医療の分野ですけれども、行いたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。